

令和5年度電気用品安全法試買テスト結果の概要

令和7年12月
経済産業省
製品安全課

1. はじめに

電気用品安全法（昭和36年11月16日法律第234号、以下「法」という。）は、製造又は輸入の事業を行う者（以下、「届出事業者」という。）が自らの責任で電気用品に対する技術基準の適合性確認や完成品に対する検査を行うことを義務付けています。その上で、届出事業者は、こうした法的義務を果たしたことを示すため、当該電気用品にPSEマーク¹を表示して販売することができます。

規制当局として、毎年度技術基準の不適合が強く疑われる製品又は事故が多い製品を中心に電気用品を購入し、届出事業者が法的義務を適切に履行しているか確認するために「試買テスト」を行っています。

試買テストにおいて確認された技術基準に適合しない電気用品については、当該届出事業者において適切に是正し、再発防止対策を講ずるよう指導を行っております。

結果の公表は、情報を広く共有化することによって、類似事案の未然防止を図るなど、届出事業者における自主的な安全確保活動の向上を促進するために行うものです。

2. 試買テストの調査項目

①法第8条に規定する技術基準への適合状況の確認

試買した電気用品の技術基準適合性を確認する。

②法第10条に規定するPSEマーク等の表示の適正性の確認

PSEマーク等の表示の適正性を確認する。

¹PSEマーク：特定電気用品 、特定電気用品以外の電気用品 

3. 試買テストの結果

(1) 対象とした電気用品

令和5年度の試買テストは、合計63品目、165機種の電気用品に対して実施しました。

試買テストで対象とした電気用品の内訳

分類	代表的な電気用品	品目数	機種数
特定電気用品	直流電源装置、差込みプラグ、サウナバス用電熱器 等	11品目	31機種（うち、輸入機種数 21）
特定電気用品以外の電気用品	電気ストーブ、空気清浄機、エル・イー・ディー・電灯器具、電子レンジ、リチウムイオン蓄電池（モバイルバッテリー等） 等	52品目	134機種（うち、輸入機種数 117）
合 計		63品目	165機種（うち、輸入機種数 138）

(2) 結果の概要

165機種中、技術基準については67機種(40.6%)、PSEマーク等の表示については、16機種(9.7%)が基準に適合しないことがそれぞれ確認されました。

試買テストの結果、不適合が確認された内容の内訳

分類	品目数	技術基準	PSEマーク等表示
特定電気用品	7品目	12機種（うち、輸入機種数 12） (38.7%)	3機種（うち、輸入機種数 3） (9.7%)
特定電気用品以外の電気用品	33品目	55機種（うち、輸入機種数 46） (41.0%)	13機種（うち、輸入機種数 9） (9.7%)
合計	36品目	67機種（うち、輸入機種数 58） (40.6%)	16機種（うち、輸入機種数 12） (9.7%)

注：() 内は、各分類における試買機種数全体に対する不適合機種の割合を示しています。

① 技術基準に関する不適合内容

各電気用品に要求されている電気用品安全法第8条に基づく技術基準²に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、67機種、合計190件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳については下表の通りです。また、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

技術基準の不適合事案の項目別内訳

技術基準不適合項目	不適合数	割合
表示※1	43	22.6%
空間距離	23	12.1%
取扱説明書等	21	11.1%
部品・材料	19	10.0%
雑音の強さ	19	10.0%
形状・組立・操作	17	8.9%
絶縁構造・性能	16	8.4%
消費電力等の許容差	11	5.8%
アース機構	11	5.8%
過充電保護	5	2.6%
平常温度	2	1.1%
その他※2	3	1.6%
合計	190	100%

※1 表示すべき事項である定格電圧や定格消費電力の未記載など

② PSEマーク等表示に関する不適合内容

電気用品安全法第10条に基づくPSEマーク等の表示に関して、今回の試買テストで対象とした電気用品のうち、16機種、合計17件の不適合事案が確認されました。その項目別内訳は下表の通りです。

なお、不適合内容の詳細については別添リストの通りです。

PSEマーク等の表示に関する不適合事案の項目別内訳

表示不適合項目	不適合数	割合
PSEマークの表示が無い	10	58.9%
届出事業者名の表示が無い	7	41.1%
合計	17	100%

² 電気用品の技術上の基準を定める省令の解釈について（平成25年7月1日 20130605 商局第3号）

4. 不適合事案に対する対応

今回の試買テストで確認された不適合事案については、本省及び各経済産業局等が届出事業者にその内容を通知し、是正のための改善指導を行っております。また、再発防止のための是正策が適切に行われているか確認するべく、法令遵守状況についてフォローアップも行ってまいります。

(以上)

<電気用品安全法の令和5年度テスト試買における「技術基準」に関する不適合内容について>

(1) 特定電気用品

別添

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の差込み接続器	1. 表示において、クラスII機器の表示(・)が付けられていた。	J 6 0 8 8 4 - 1 (H 2 8) 8. 4 (第十九条 表示等(一般)) クラスII機器用のプラグ及び可搬形コンセントには、クラスII構造の記号を付けてはならない。
	2. 耐熱性に関する要求事項において、外郭(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125°C、1h)を行った結果、へこんだ穴の直径が5.8mmであった。	J 6 0 8 8 4 - 1 (H 2 8) 2 5. 2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) アクセサリ及び露出形取付ボックスは、耐熱性がなければならない。 通電部及び接地回路をそれらの位置に保持する絶縁材料の部分及びコンセントの電位相及び中性相の挿入口の回りにある2mm幅の熱可塑性材料の前面部分はボールプレッシャー試験を行う。 試験は恒温槽内で温度125°C±2°Cで行う。 ボールの圧縮こん跡の直径が2mmを超えてはならない。
	3. 絶縁距離において、プリント基板の極性が異なる充電部相互間の空間距離の最小値が、1.2mmであった。	J 6 0 8 8 4 - 1 (H 2 8) 2 7. 1 (第八条 絶縁性能の保持) 沿面距離、空間距離及びシーリングコンパウンドを通しての絶縁距離は、表23又は附属書JAに規定する値未満であってはならない。 表23規定値：3mm(沿面距離、空間距離) 附属書JA既定値：1.5mm(沿面距離を含む空間距離) (AC100V、金属粉が付着しにくい箇所)
電気サウナバス	1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次のとおりであった。 イ. ダイオードブリッジ充電部相互間：1.6mm(その他の箇所) ロ. 電磁リレーの接点間となる端子間(開路した際、異極間となる部分)：2.0mm(その他の箇所)	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5mm以上(その他の箇所、100V)であること。
	2. 二重絶縁構造において、外傷を受けるおそれのある器体の外郭の絶縁物(付加絶縁)の厚さの最小値が0.4mmであった。	別表第八1(7)イ(ロ)a(b) (第八条 絶縁性能の保持) 付加絶縁の絶縁物は、器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
サウナバス用電熱器	<p>1. 表示、及び取扱説明書又は据付説明書において、機器に水の浸入に対する保護等級に応じたIPコードの表記が記載されていなかった。</p>	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7. 1 (第十九条 表示等 (一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (抜粋) - 水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード。
	<p>2. 表示、及び取扱説明書又は据付説明書において、機器に次の表記が記載されていなかった。</p> <ul style="list-style-type: none"> - サウナ用電熱器の最上部とサウナルームの天井との間の最小距離 - サウナ用電熱器の底部とサウナルームの床との間の最小距離。ただし、この距離がサウナ用電熱器の構造によって決まる場合を除く。 - サウナ用電熱器と、保護用のレールを含むサウナルームの全ての可燃性材料との間の最小水平距離。ただし、この距離がサウナ用電熱器の構造によって決まる場合を除く。 	J 6 0 3 3 5 - 2 - 5 3 (2 0 2 1) 6. 2 - サウナルーム内に取り付けるように意図した機器、サウナ用電熱器、制御装置、保護装置及び制御盤は、IP X 4 以上 - 組立式サウナの室内にある電気部品は、IP X 4 以上
	<p>3. 表示、及び取扱説明書又は据付説明書において、機器にIEC 60417の記号5641(2002-10)とJIS Z 9101の禁止記号(色を除く。)とを組み合わせた記号、及び“警告 覆わない。”旨の警告の表記が記載されていなかった。</p>	J 6 0 3 3 5 - 2 - 5 3 (2 0 2 1) 7. 1 (第十九条 表示等 (一般)) 埋込形以外のサウナ用電熱器及び赤外線発生器は、IEC 60417の記号5641(2002-10)とJIS Z 9101の禁止記号(色を除く。)とを組み合わせた記号又は次の趣旨の警告を表示しなければならない。 “警告 覆わない。”
	<p>4. 表示、及び取扱説明書又は据付説明書において、機器の電源接続用の保護接地端子の表示として、IEC 60417の記号5019(2006-08)が使用されていなかった。</p>	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7. 8 (第十九条 表示等 (一般)) Z形取付けの場合を除き、電源接続用の端子には、次の表示をしなければならない。 (抜粋) - 保護接地端子は、IEC 60417の記号5019(2006-08)で示す。
	<p>5. 表示、及び取扱説明書又は据付説明書において、据付説明書に「近傍に設置するサウナ用電熱器若しくは赤外線発生器に対する設置方法、及びサウナ用電熱器若しくは赤外線発生器は単独で用いなければならない旨」の記載がなかった。</p>	J 6 0 3 3 5 - 2 - 5 3 (2 0 2 1) 7. 12 (第十九条 表示等 (一般)) サウナ用電熱装置の据付説明書には、次の事項を含めなければならない。 (抜粋) - 近傍に設置するサウナ用電熱器若しくは赤外線発生器に対する設置方法、又はサウナ用電熱器若しくは赤外線発生器は単独で用いなければならない旨
	<p>6. 表示、及び取扱説明書又は据付説明書において、据付説明書が日本語で記載されていなかった。</p>	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7. 13 (第十九条 表示等 (一般)) 取扱説明書又は据付説明書、及びこの規格で要求するその他の文書は、機器を販売する国の公用語で書かなければならない。
	<p>7. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線としてビニル被覆の電線が取り付けられていた。</p>	J 6 0 3 3 5 - 2 - 5 3 (2 0 2 1) 2 5. 7 (第八条 絶縁性能の保持) クラスIII機器以外の機器及び湿気のない場合で使用する機器の電源コードは、次のタイプのいずれか一つでなければならない。ただし、湿気のある場所で使用する機器の電源コードは、ポリクロロブレン被膜で、かつ、ヘビークロロブレン可とうケーブル(コード分類60245 IEC 66)と同等以上の特性のものでなければならない。
	<p>8. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、接地端子に接続する電線が、緑色のみで配色された被覆であった。</p>	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 2 5. 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) クラスI機器で接地線を附属する場合、接地端子に接続する電線は、緑と黄色で配色した被覆をもっていなければならない。
	<p>9. 接地の手段において、接地線が通電導体が同じ長さであるため、電源コードがコード止めから滑って抜けたときに、通電導体と同時に接地線が引っ張られる構造であった。</p>	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 2 7. 3 (第一条 安全原則) 電源コードをもつ機器の場合、端子の配置、又はコード止めと端子との間の導体の長さは、コードがコード止めから滑って抜けたときに接地線よりも先に、通電導体が引っ張られるようになっていなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置①	1. 表示において、供給電圧の種類として、交流表示（A C）が機器の定格電圧表示の直後になかった。	J 6 2 3 6 8 - 1 (2 0 2 0) 附属書 F. 3. 3. 3 (第十九条 表示等 (一般)) 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、I E C 6 0 4 1 7 - 5 0 3 2 (2 0 0 2 - 1 0) の記号～、及び直流の場合、I E C 6 0 4 1 7 - 5 0 3 2 (2 0 0 2 - 1 0) の記号を用いなければならない。
	2. 外部電源出力の表示において、外部電源の直流出力の極性表示がなかった。	J 6 2 3 6 8 - 1 (2 0 2 0) 附属書 F. 3. 8 (第十九条 表示等 (一般)) 外部電源の直流出力は、定格電圧、定格電流及び極性を表示しなければならない。 外部電源の交流出力は、定格電圧、定格電流及び入力周波数と異なる場合は、出力周波数を表示しなければならない。
直流電源装置②	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の趣旨の記載がなかった。 一 この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 二 この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7. 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 取扱説明書に次の趣旨を記載しなければならない。 a) 機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない b) 機器で子供が遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい
直流電源装置③	1. 構造試験において、印刷基板上の極性が異なる充電部相互間（2 4 0 V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、1. 6 mmであった。（じんあいが侵入し難い箇所）	別表第八 1 (2) ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2. 0 m以上（じんあいが侵入し難い箇所、2 4 0 V）であること。
	2. 構造試験において、整流体（D B 1）の極性が異なる充電部相互間（2 4 0 V）の空間距離（沿面距離を含む）が、1. 8 mmであった。（じんあいが侵入し難い箇所）	別表第八 1 (2) ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2. 0 m以上（じんあいが侵入し難い箇所、2 4 0 V）であること。
	3. 二重絶縁構造において、テストピン及び試験指が充電部（出力端子）に触れた。なお、トランジストが、ダブルボビン又はセパレート巻の構造ではなかった。	別表第八 1 (7) ハ (ハ) (第七条第1項 感電に対する保護) 2次電圧が3 0 V以下であって、1次巻線と2次巻線が独立して巻かれ、かつ、二重絶縁構造の絶縁変圧器に接続された2次側の回路の電圧が交流にあっては3 0 V以下、直流にあっては4 5 V以下の部分
	4. 二重絶縁構造において、1次回路と2次回路の間にコンデンサーが接続されていた。	別表第八 1 (7) ト (第七条第1項 感電に対する保護) 充電部（1次側）とアースするおそれのある非充電金属部（2次側）との間には、コンデンサーを接続していないこと。
	5. 表示において、機器本体に、表示すべき事項である「定格入力容量（V A）」が表示されていなかった。	別表第八 1 (1 2) (第十九条 表示等 (一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 (省略) 2 定格入力容量 3 ~ 8 (省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置④	<p>1. 危険からの保護において、強化絶縁となる1次～2次半田面（動作電圧339V（ピーク値）、240V（実効値））の沿面距離の最小値が0.6mmであった。</p>	<p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 2. 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって空間距離が絶縁破壊しないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、2. 1 0. 3による。 沿面距離は、実効値動作電圧及び汚損度に応じて、フラッシュオーバ又は絶縁破壊(例トラッキングによるもの)を生じないような寸法にしなければならない。詳細な要求事項は、2. 1 0. 4による。 ・強化絶縁空間距離 4. 0 mm以上 ・強化絶縁沿面距離 4. 8 mm以上</p>
	<p>2. 温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分（熱可塑性樹脂）に対するボールプレッシャー試験（125°C、1h）を行った結果、へこんだ穴の直径が4.1mmであった。</p>	<p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 4. 5. 2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 热可塑性樹脂部分に危険電圧部が直接取り付けられている場合は、その樹脂部分は異常状態の熱に耐えなければならない。適否は、その樹脂部分に J I S C 6 0 6 9 5 - 1 0 - 2 : 2 0 0 0 によるボールプレッシャ試験（へこんだ穴の直径が2mm以下）を行うことによって判定する。材料の物理的特性を調べた結果、この試験の要求事項に合格することが明らかである場合は試験を行わない。</p>
	<p>3. 耐電圧において、1次～2次間に、3000V ac、1分間の耐電圧試験を実施したところ、コンデンサー（CY）が2170Vacで絶縁破壊した。（CY間の動作電圧：391V（ピーク値））</p>	<p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 5. 2 (第八条 絶縁性能の保持) 機器に用いる固体絶縁物は、十分な耐電圧をもたなければならぬ。3000Vac、1分間 動作電圧391V（ピーク値）における耐圧試験条件：試験電圧3000Vac、1分間</p>
	<p>4.妨害波試験（端子電圧）において、測定周波数が0.15～0.5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「77.4/77.4dB」、平均値の最大値が「61.2/60.2dB」（測定周波数0.167MHz、（電源電圧100V、電源周波数50/60Hz）であった。</p>	<p>J 5 5 0 2 2 (H 2 2) 5. 1 (第十八条 雑音の強さ) 伝導妨害波電圧は、周波数が0.15～0.5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては66～56dB、平均値にあっては56～46dB、周波数が0.5～5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては56dB、平均値にあっては46dB、及び、周波数が5～30MHzの範囲で、準尖頭値にあっては60dB、平均値にあっては50dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置⑤	<p>1. 材料試験において、差込みプラグの刃の部分に鉄を使用していた。</p> <p>2. 通常の使用状態において、定格出力電流（2.4 A）が出力しなかった。</p> <p>3. 構造試験において、プリント基板上（交流充電部と高インピーダンスにより保護される部分との間（極性の異なる充電部間（240V））の空間距離（沿面距離を含む。）の最小値が1.8 mmであった。 なお、高インピーダンス以降の空間距離（沿面距離を含む。）も不足していた。</p> <p>4. 構造試験において、トランスの1次巻線と2次巻線との間の空間距離及び沿面距離が0.1 mであった。</p> <p>5. 栓刃間を保持する絶縁材料に750°Cのグローワイラー試験を行ったとき、グローワイラーを引き離し後30秒以上試験片が燃焼した。</p> <p>6. 部品及び附属品試験において、差込みプラグの刃先にボッチ孔がなかった。</p> <p>7. 二重絶縁構造において、テストピン及び試験指が充電部（出力端子）に触れた。なお、トランスが、ダブルボビン又はセパレート巻の構造ではなかった。</p> <p>8. 二重絶縁構造において、1次回路と2次回路の間にコンデンサーが接続されていた。</p> <p>9. 表示において、機器本体に、以下に記載する表示すべき事項が表示されていなかった。 イ. 定格入力容量（VA） ロ. 定格周波数（Hz）</p> <p>10. 絶縁性能において、充電部と器具の表面との間に交流電圧を加えたところ、3900Vで絶縁破壊が生じた。</p> <p>11. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、70.5/71.0dB（測定周波数0.578MHz/0.578MHz・電源電圧240V・電源周波数50/60Hz）であった。</p>	<p>別表第八1（1）ヘ（イ） (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 導電材料は、次に適合すること。 (イ) 刃及び刃受けの部分にあっては、銅又は銅合金であること。</p> <p>別表第八1（2）イ (第二条 安全原則) 通常の使用状態において危険が生ずるおそれのないものであって、形状が正しく、組立てが良好で、かつ、動作が円滑であること。</p> <p>別表第八1（2）ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、3.0m以上（その他の箇所、2400V）であること。</p> <p>別表第八1（2）ト (第七条第1項 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.0mm以上（じんあいが侵入し難い箇所、240V）であること。</p> <p>別表第八1（2）エ（ハ）b (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 栓刃間（接地極を除く。）を保持する絶縁材料にあっては、JIS C 60695-2-11（2004）又はJIS C 60695-2-12（2013）に規定する試験を試験温度750°Cで行ったとき、これに適合（グローワイラー引き離し後、試験片の燃焼又は赤熱が30秒以内に消えること。）するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13（2013）に従ったグローワイラー着火温度が775°Cレベル以上の材料は、この限りでない。</p> <p>別表第八1（3）ヌ (第二条 安全原則) 接続器にあっては、別表第四1（1）並びに（2）イ、ホ、ヘ、チ、ヌ、ル、ヲ、ワ、カ、ヨ、タ、レ、ツ、ラ、ム、ノ及びク並びに6（1）イ、ハ、ニ及びホ並びに6（3）ロ、ハ、ヘ、ト、チ、リ、ヌ及びルに規定する技術上の基準に適合すること。 別表第四6（1）ニ（ホ） (解説) 表1の図1 ・ボッチ孔：φ3mm +0.3mm/-0.2mm</p> <p>別表第八1（7）ハ（ハ） (第七条第1項 感電に対する保護) 2次電圧が30V以下であって、1次巻線と2次巻線が独立して巻かれ、かつ、二重絶縁構造の絶縁変圧器に接続された2次側の回路の電圧が交流にあっては30V以下、直流にあっては45V以下の部分</p> <p>別表第八1（7）ト (第七条第1項 感電に対する保護) 充電部（1次側）とアースするおそれのある非充電金属部（2次側）との間には、コンデンサーを接続していないこと。</p> <p>別表第八1（12） (第十九条 表示等（一般）) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1（省略） 2 定格入力容量 3 定格周波数 4～8（省略） 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</p> <p>別表第八2（102）ハ (第八条 絶縁性能の保持) 附表第三1及び2の試験を行ったとき、これに適合すること。 (附表第三2（4）) 二重絶縁構造のものにあっては、平常温度上昇試験の直後に絶縁抵抗試験の後、次の表の左欄に掲げる絶縁の種類ごとに同表右欄に掲げる交流電圧を加えたとき、連続して1分間これに耐えること。 (強化絶縁：4000V（240V）)</p> <p>別表第十第5章2.2（1） (第十八条 雜音の強さ) 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては60dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
直流電源装置⑥	<p>1. 表示において、クラスII機器の表示(・)がなかった。</p> <p>2. イ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ1. 25 mmであった。 ロ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物を取り除いた状態で刃の付け根の幅がそれぞれ5. 25 mmであった。 ハ. 差込みプラグの耐トラッキング用の絶縁物が付いた状態で刃の付け根の厚さがそれぞれ1. 98 mmであった。</p> <p>3. 耐電圧において、1次-2次間に、3000V ac、1分間の耐圧試験を実施したところ、C6-1次回路パターンの部分で3000V acに達した直後に絶縁破壊した。</p> <p>4. 危険からの保護において、1次-2次(パターン)間(動作電圧339V(ピーク値)、240V(実効値))の空間距離及び沿面距離が3. 8 mm(最小値)であった。</p> <p>5. 危険からの保護において、1次(パターン)-2次(C6ケース)間(動作電圧339V(ピーク値)、240V(実効値))の空間距離及び沿面距離が1. 3 mm(最小値)であった。</p> <p>6. 温度に関する要求事項において、プラグブレード保持部分(熱可塑性樹脂)に対するボールプレッシャー試験(125°C、1h)を行った結果、ヘこんだ穴の直径が3. 8 mmであった。</p> <p>7.妨害波試験(端子電圧)において、測定周波数が0. 15~0. 5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が「87. 6/87. 6dB」、平均値の最大値が「79. 0/78. 2dB」(測定周波数0. 15MHz、(電源電圧100V、電源周波数50/60Hz)であった。</p>	<p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 1. 7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の識別表示をしなければならない。 クラスII機器を識別する場合に限り、図記号・</p> <p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 4. 3. 6 (第二条 安全原則) ダイレクトプラグイン機器は、コンセントに過度の力が加わってはならない。電源プラグ部は、該当する電源プラグに関する規格に適合したものでなければならない。 ・刃の厚さ：1. 5±0. 1mm ・刃の幅：6. 3±0. 3mm ・樹脂を被せた部分の幅：1. 9mm未満</p> <p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 5. 2 (第八条 絶縁性能の保持) 機器に用いる固体絶縁物は、十分な耐電圧をもたなければならぬ。3000V ac、1分間</p> <p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 2. 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって空間距離が絶縁破壊しないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、2. 1 0. 3による。 沿面距離は、実効値動作電圧及び汚損度に応じて、フラッシュオーバ又は絶縁破壊(例トラッキングによるもの)を生じないような寸法にしなければならない。詳細な要求事項は、2. 1 0. 4による。 動作電圧339V(ピーク値)、240V(実効値)において、 ・強化絶縁(空間距離)：4. 0mm ・強化絶縁(沿面距離)：4. 8mm</p> <p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 2. 1 0 (第八条 絶縁性能の保持) 空間距離は、機器に流入する過渡電圧を含む過電圧、及び機器内で発生するピーク電圧によって空間距離が絶縁破壊しないような寸法でなければならない。詳細な要求事項は、2. 1 0. 3による。 沿面距離は、実効値動作電圧及び汚損度に応じて、フラッシュオーバ又は絶縁破壊(例トラッキングによるもの)を生じないような寸法にしなければならない。詳細な要求事項は、2. 1 0. 4による。 動作電圧339V(ピーク値)、240V(実効値)において、 ・強化絶縁(空間距離)：4. 0mm ・強化絶縁(沿面距離)：4. 8mm</p> <p>J 6 0 9 5 0 - 1 (H 2 2) 4. 5. 2 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 熱可塑性樹脂部分に危険電圧部が直接取り付けられている場合は、その樹脂部分は異常状態の熱に耐えなければならない。適否は、その樹脂部分にJ I S C 6 0 6 9 5 - 1 0 - 2 : 2 0 0 0によるボールプレッシャ試験(ヘこんだ穴の直径が2mm以下)を行うことによって判定する。材料の物理的特性を調べた結果、この試験の要求事項に合格することが明らかである場合は試験を行わない。</p> <p>J 5 5 0 2 2 (H 2 2) 5. 1 (第十八条 雑音の強さ) 伝導妨害波電圧は、周波数が0. 15~0. 5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては6. 6~5. 6dB、平均値にあっては5. 6~4. 6dB、周波数が0. 5~5MHzの範囲で、準尖頭値にあっては5. 6dB、平均値にあっては4. 6dB、及び、周波数が5~30MHzの範囲で、準尖頭値にあっては6. 0dB、平均値にあっては5. 0dB以下であること。</p>

(2) 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の採暖用電熱器具①	<p>1. 平常温度上昇試験において、自動温度調節器(バイメタル式)及び温度過昇防止装置(温度ヒューズ式)の接点を短絡(※)し、電源電圧を100Vで通電したとき、試験品を置く木台の表面温度が159.0°Cであった。 なお、試験終了時には樹脂外郭が溶け、ヒータ線が露出していた。</p> <p>※発熱部の片側の表面積8000cm²以下の場合であって、同一仕様の制御素子の個数が2個以上ある場合は、それらの接点は短絡しない。 (当該製品の発熱部の表面積: 312cm²であった)</p>	<p>別表第八2(20)ハ (第十条 火傷の防止) 次の(イ)から(ヲ)までに掲げる試験条件において試験を行い、この間の各部の温度は、附表第四の左欄に掲げる測定箇所(同表7の測定箇所にあっては、据置き形のものに限る。)ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる値以下であること。 (中略) (ヘ) 就寝中又は床上に敷いて使用する採暖用のものであって、温度ヒューズ(温度過昇防止装置として使用しないものを除く。以下(ヘ)において同じ。)、自動温度調節器又は自動スイッチを有するものにあっては、感熱線を使用するものを除き、これらの接点を短絡すること。ただし、次の表の左欄に掲げる発熱部の片側の表面積ごとにそれぞれ同表の右欄に掲げる個数の温度ヒューズ、自動温度調節器又は自動スイッチを発熱体に直列に接続し、かつ、発熱部の内部に均一に取り付けてあるものにあっては、この限りでない。 附表第四 -試験品を置く木台の表面: 95°C</p>
その他の採暖用電熱器具②	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間(100V)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、次のとおりであった。 イ. ダイオードブリッジ充電部相互間: 1. 2mm(その他の箇所) ロ. 極性が異なる充電部相互間(交流回路(100V)-整流後回路): 1. 3mm(その他の箇所) ハ. 極性が異なる充電部相互間(交流回路(100V)-整流後回路(電磁リレーコイル端子)間): 1. 7mm(その他の箇所)</p> <p>2. 構造試験において、外傷を受けるおそれのある器体の外郭の絶縁物(付加絶縁)の厚さの最小値が0.4mmであった。</p> <p>3. 構造試験において、器体内のアース用端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかった。</p> <p>4. 構造試験において、器体内のアース用端子ねじの呼び径が3.0mmであった。</p> <p>5. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズの取付け部又は銘板のいずれにも定格電流(10A)の表示がなかった。</p> <p>6. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力380Wに対して、測定値が527.5/526.5W(上半身・中心部・下半身の温度設定: 80°C、電源周波数50/60Hz、偏差: +38.8/+38.6%)であった。</p> <p>7. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子が、周波数526.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、80.6dB(測定周波数0.5265MHz・電源周波数50-60Hz)であった。</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5m以上(その他の箇所、100V)であること。</p> <p>別表第八1(2)ツ(ハ) (第七条第1項 感電に対する保護) 人が触れるおそれのある非金属部の表面は、二重絶縁又は強化絶縁により充電部から絶縁されていること。 (抜粋) 別表第八1(7)イ(ロ)a(b) 付加絶縁の絶縁物は、器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。</p> <p>別表第八1(2)ツ(ニ)b (第七条第1項 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの(容易に取り外せる端子ねじを除く。)又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。ただし、器体の内部にある端子であって、アース線を取り換えることができないものにあっては、この限りでない。</p> <p>別表第八1(2)ツ(ホ)b (第七条第1項 感電に対する保護) アース用端子は、次に適合すること。 端子ねじの呼び径は、4mm(溝付六角頭ねじ、大頭丸平小ねじ及び押し締めねじ形のものにあっては、3.5mm)以上であること。 (解説3.2) 定格電流が15A以下の機器の内部に使用する端子ねじの呼び径は、3.5mm以上とすることができます。</p> <p>別表第八1(2)ツ(マ) (第十九条 表示等(一般)) ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。</p> <p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるどおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超える1000W以下のものの許容差は+10%~-15%以内であること。</p> <p>別表第十第5章2.2(1) (第十八条 雜音の強さ) 連続性雑音端子電圧(電源端子)は、周波数が526.5kHz以上5MHz以下の範囲にあっては56dB以下、5MHzを超える30MHz以下の範囲にあっては60dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の調理用電熱器具	1. 表示及び取扱説明書において、温度ヒューズの定格銘板上の表示が、「電流ヒューズ：10 2°C」であった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 7. 1 6 (第十九条 表示等 (一般)) この規格への適合が、交換可能な温度ヒューズ又はヒューズの作動に依存している場合、そのヒューズを交換するために必要な程度機器を分解したときに、ヒューズを識別するための型番又はその他を、明確に見える場所に表示しなければならない。
電気髪ごて①	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間（240V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ. 充電部とパターン間が、2. 6 mm (その他の箇所) ロ. 電源スイッチ端子間が、1. 5 mm (その他の箇所)	別表第八1 (2) ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、3 mm以上（その他の箇所、240V）であること。
	2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力40Wに対して、測定値が56. 2W (電源電圧240V、電源周波数50Hz、偏差：+40. 5%) であった。	別表第八1 (4) ハ (イ) (第二条 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が20Wを超えるものとの許容差は±15%以内であること。
	3. 二重絶縁構造において、印刷基板に接続している電線が接続部の近傍に固定されていなかった。 なお、この接続部が緩み又は外れたとき、これらの電線に2Nの力を加えたとき、充電部と器具の表面との間の強化絶縁の空間距離が1. 6 mmとなった。	別表第八1 (7) リ (ロ) (第七条第1項 感電に対する保護) 電線の接続は、次に適合すること。ただし、接続部が緩み又は外れたときに、電線に2Nの力を加えて測定した付加絶縁の空間距離又は強化絶縁の空間距離がイ (イ) b の表に掲げる距離の1/2以上あるものにあつては、この限りでない。この場合において、基礎絶縁の空間距離にあつてはイ (イ) b の表に掲げる距離以上であること。 (イ) 電線をねじ又はナットを用いて接続するものにあつては、ばね座金又は歯付き座金を介して締め付けてであること。 (ロ) (イ) 以外により接続するものにあつては、電線を接続部及びその近傍に固定してであること。 強化絶縁の空間距離の1/2 : 2. 5 mm (その他の箇所)
	4. 表示において、定格電圧が125Vを超えるにもかかわらず、相の表示がなかった。	別表第八1 (12) (第十九条 表示等 (一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 相 (定格電圧が125Vを超えるものに限る) 2~9 (省略) 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で、表示すること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気髪ごて②	<p>1. 表示及び取扱説明書において、機器に、ISO 7010の記号P 026 (2011-05)、又は「警告：水の近くで機器を使用してはならない。」旨の表示がない。</p> <p>2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、次の主旨の記載がなかった。 — 機器を電源に接続している間は、決して放置しない。</p> <p>3. 入力及び電流において、定格入力52Wに対して、測定値が25.5/26.3W（電源電圧100/240V、電源周波数60Hz、偏差-51.0%/-49.6%）であった。</p> <p>4. 妨害波試験（端子電圧）において、次のとおりであった。 イ. 電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.15～0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が84.7/87.0dB（測定周波数0.15/0.15MHz）であった。 ロ. 電源電圧240V、電源周波数50/60Hzのとき、周波数が0.15～0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が87.9/89.7dB（測定周波数0.15/0.15MHz）であった。</p>	<p>J 60335-2-23 (H 29) 7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 可搬形ヘアドライヤ、カールゴー及びこれに類する機器には、ISO 7010の記号P 026 (2011-05)、又は次の趣旨を表示しなければならない。 “警告：水の近くで機器を使用してはならない。”</p> <p>J 60335-2-23 (H 29) 7. 12 (第十九条 表示等(一般)) ヘアストレーナ及びカールゴーの取扱説明書には、次の趣旨を含めなければならない。 (抜粋) — 機器を電源に接続している間は、決して放置しない。</p> <p>J 60335-1 (H 27) 10. 1 (第二条 安全原則) 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差があつてはならない。PTC電熱素子を発熱体としたものの定格入力の許容差は、その定格値によらず±15%とする。 適否は、入力が安定したときの測定によって判定する。この場合、機器は次による。 — 同時に動作できる回路は、全て動作状態にする。 — 機器には定格電圧を加える。 — 通常動作で機器を運転する。 一連の動作中に入力が変化する場合、入力は、ある代表的な期間についての入力の算術平均値として求める。 J 60335-2-23 (H 29) 10. 1 PTC電熱素子を組み込んだ機器の代表的期間は、30分である。</p> <p>J 55014-1 (H 27) 4. 1. 1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15～0.50MHzの範囲で、準尖頭値にあつては6.6～56dB、平均値にあつては5.9～46dB、周波数が0.5～5MHzの範囲で、準尖頭値にあつては5.6dB、平均値にあつては4.6dB、及び、周波数が5～30MHzの範囲で、準尖頭値にあつては6.0dB、平均値にあつては5.0dB以下であること。</p>
その他の理容用電熱器具①	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間（100V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ. 100V回路異極間が、2.0mm（その他の箇所） ロ. ACライン部と整流後のパターン間が、2.1mm（その他の箇所）</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。</p>
その他の理容用電熱器具②	1. 構造において、ホース接続部が緩んだり、破れた際の水漏れによって、ホース結合部下方にある制御基板充電部に水滴が付着した。	<p>J 60335-1 (H 27) 22. 6 (第九条 火災の危険源からの保護) 機器は、冷たい面の上で結露するおそれがある水又は機器の容器、ホース、カップリングその他これに類するものから漏れるおそれがある液体によって、その電気絶縁が影響を受けない構造でなければならない。さらに、クラスII機器及びクラスII構造の電気絶縁は、ホースが破れたり、シールから液体が漏れたりしたときにも影響を受けないようにしなければならない。</p>
その他の工作用又は工芸用電熱器具①	<p>1. 入力及び電流において、定格入力1800Wに対して、測定値が1515.1/1503W（電源電圧110V、電源周波数50/60Hz、偏差:-15.8/-16.5%）であった。</p> <p>2. 電源接続及び外部可とうコードにおいて、箇条11の試験中に温度上昇が141.5Kとなる熱風口金属部に接触するにもかかわらず、ビニルシースコードを用いていた。</p> <p>3. 妨害波試験（妨害波電力）において、測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が58.8/59.0dB（測定周波数25.7.70MHz、電源電圧110V、電源周波数50/60Hz）であった。</p> <p>4. 妨害波試験（放射妨害波）において、測定周波数が300MHz以上1000MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が53.0/52.6dB（測定周波数30.6.27MHz、電源電圧110V、電源周波数50/60Hz）であった。</p>	<p>J 60335-1 (H 27) 10. 1 (第二条 安全原則) 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差（1800W/+5、-10%）があつてはならない。</p> <p>J 60335-1 (H 27) 25. 7 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) クラスIII機器以外の機器の電源コードは、次のタイプの一つでなければならない。 (中略) — ポリ塩化ビニル被覆：箇条11の試験中に温度上昇が75Kを超える金属部に接触する可能性がある場合、用いてはならない。</p> <p>J 55014-1 (H 27) 4. 1. 2 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあつては4.5～5.5dB以下、平均値にあつては3.5～4.5dB以下であること。</p> <p>J 55014-1 (H 27) 4. 1. 2 (第十八条 雑音の強さ) 放射妨害波は、周波数が230MHz以上1000MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあつては4.2dBであること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の工作用又は工芸用電熱器具②	1. 構造試験において、器体スイッチ（スライドスイッチ）のプリント基板上の極性が異なる充電部相互間（100V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ. スライドスイッチの接点間となる端子と印刷配線間（開路した際、異極間となる部分）： 1. 5 mm（その他の箇所） ロ. スライドスイッチの接点間となる端子と印刷配線間（開路した際、異極間となる部分）： 1. 9 mm（その他の箇所）	別表第八1（2）ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2. 5 m以上（その他の箇所、100V）であること。
電気冷蔵庫	1. 表示及び取扱説明書において、圧縮式機器であるにもかかわらず、本体に、定格電流（A）の表示がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 2 4 (H 2 9) 7. 1 (第十九条 表示等（一般）) 機器には、次の表示を行わなければならない。 — 定格入力（W）又は定格電流（A）。ただし、アイスクリーム機器以外の圧縮式機器は、定格電流（A）だけで表示する。
	2. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、気候クラスを示す文字の表示がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 2 4 (H 2 9) 7. 1 (第十九条 表示等（一般）) 機器には、次の表示を行わなければならない。 — 機器の気候クラスを示すS N、N、S T又はTの文字。
	3. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に次の趣旨の記載がなかった。 — 警告：製造業者が推奨する形式の電気機器以外、食品貯蔵庫内で用いない。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 2 4 (H 2 9) 7. 1 2 (第十九条 表示等（一般）) 機器を安全に用いることができるよう、機器には取扱説明書を備えなければならない。 可燃性冷媒を用いる圧縮式機器の取扱説明書には、次の警告の内容を含んでなければならない。 — 警告：製造業者が推奨する形式の電気機器以外、食品貯蔵庫内で用いない。
	4. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に業務用と記載されているが、その用途の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 2 4 (H 2 9) 7. 1 2 (第十九条 表示等（一般）) 取扱説明書は、次の情報を記載する。 この機器は、家庭用、及び次のような類似の用途の場合に用いることを意図している。 — 店舗、オフィス又はその他労働環境下のスタッフ用のキッチンで使用される場合。 — 農家、ホテル、モーテル又はその他居住タイプの環境下で客によって使用される用途の場合。 — 朝食付き簡易宿泊施設の場合。 — まかない又は類似の非小売環境の場合。 注記104 製造業者が上記以外に用途を制限する必要がある場合は、取扱説明書に明確に記載する必要がある。
	5. 表示及び取扱説明書において、可燃性断熱発泡ガスの表示（シクロペンタン）に用いる文字高さが最大3. 8 mmであった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 2 4 (H 2 9) 7. 1 4 (第十九条 表示等（一般）) 可燃性断熱発泡ガスの表示（主成分の化学名、冷媒番号又は冷媒名称）に用いる文字高さは、4. 0 mm以上でなければならない。ただし、“ノンフロン”の文字をラベルに表示し、ラベルの下地色を薄緑色又は同等色とした場合は除く。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気冷水機①	1. 電源コードに規定の引張力である 100 N の力を加えたところ、端子部に張力が加わり、長さ方向に 3.6 mm の変異があった。また引張力試験後に電源コードに 0.35 Nm のトルクを加えたところ、機体内部の電線がより接続端子部に張力が加わった。	J 60335-1 (H27) 25. 15 (第八条 絶縁性能の保持) 電源コード付きの機器は、コード止めをもっていなければならない。コード止めは、端子部において導体にねじれを含む張力が加わらず、かつ、導体の絶縁物を摩耗から保護しなければならない。 (抜粋) 表 1-2 に規定する引張力を加えて、コード止めから約 20 mm のところ、又は他の適切なところでコード上に印を付ける。 次に、規定の引張力を急に加えないようにして、最も不利となる方向に 1 秒間加える。この試験を 25 回行う。 次に、コードのできるだけ機器に近いところにトルクを加える。トルクは表 1-2 に規定する値とし、1 分間加える。 試験中、コードに損傷が生じてははならず、かつ、端子に明らかな試験用張力が伝わってはならない。引張力を再度加えた後で、コードは、2 mm を超える変位があつてはならない。
	2. 電線接続及び外部可とうコードにおいて、電源電線の絶縁体（基礎絶縁）が機器内部の金属外郭に接触していた。	J 60335-1 (H27) 25. 20 (第七条第1項 感電に対する保護) Y形取付けの場合、電源コードの絶縁導体は、クラス 0 I 機器は基礎絶縁によって、可触金属部から更に絶縁しなければならない。この絶縁には、電源コードのシースその他の方法を用いることができる。
電気冷水機②	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書の注意書きに周囲温度が氷点下になる場所に設置してはいけない旨の記載があつたが、適切な動作のための最高及び最低周囲温度の表示がなかつた。	J 60335-2-75 (H29) 7. 12. 1 (第十九条 表示等（一般）) 据付説明（書）には、適切な動作のための最高及び最低周囲温度を記載しなければならない。
サーキュレーター	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書には、次の趣旨の記載がなかつた。 — この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 — この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。	J 60335-1 (H27) 7. 12 (第十九条 表示等（一般）) 機器を安全に用いることができるよう、機器には取扱説明書を備えなければならない。 取扱説明書には、次の趣旨を記載しなければならない。 — この機器は、安全に責任を負う人の監視又は指示がない限り、補助を必要とする人（子供を含む）が単独で機器を用いることを意図していない。 — この機器で遊ぶことがないように、子供を監視することが望ましい。
換気扇	1. 構造試験において、アース用口出し線を機器の外側に向かって 4.4 N の張力を加えたとき、及び、機器の内側に向かって 5 cm の箇所を保持して押し込んだとき、アース用口出し線と内部端子との接続部に張力が加わった。	別表第八 1 (2) ツ (イ) (第八条 絶縁性能の保持) アース機構を有するものにあつては、外郭の見やすい箇所（固定して使用するものであつて、アース用の配線が外部に露出しない構造のものにあつては、機器の内部）にアース用端子又はアース線を設けてあること。 (解説 30.) 機器の内部のアース用口出し線の接続部には、張力が加わらないこととは、別表第八 1 (2) ヲの電源電線等に規定する事項を参照する。 [別表第八 1 (2) ヲ] 電源電線等は、機器の外方に向かって機器の自重の 3 倍の値（略）の張力を連続して 15 秒間加えたとき及び機器の内部に向かって電源電線等の機器側から 5 cm の箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。 自重の値の 3 倍の張力：4.4 N
	2. 構造試験において、機器内部のアース用端子から引き出されているアース用口出し線（緑色）にアース用である旨の表示がなかつた。	別表第八 1 (2) ツ (二) a (第七条第1項 感電に対する保護) アース線には、そのもの又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してであること。ただし、アース線に緑と黄の配色を施した電線にあつては、この限りでない。
	3. 構造試験において、機器内部のアース用端子の近傍に、アース用である旨の表示が施されていなかつた。	別表第八 1 (2) ツ (二) b (第七条第1項 感電に対する保護) アース用端子には、そのもの（容易に取り外せる端子ねじを除く。）又はその近傍に容易に消えない方法でアース用である旨の表示を付してあること。アース用である旨の表示とは別表第四 1 (2) ネ (口) a から d による。ただし、機器の内部にある端子であつて、アース線を取り換えることができないものにあつては、この限りでない。
	4. 部品及び附属品において、アース用口出し線に、断面積が 0.50 mm ² の单心ビニルコードを使用していた。	別表第八 1 (3) ハ (口) (第八条 絶縁性能の保持) アース線は、断面積が 1.25 mm ² 以上の单心コードまたは单心キャブタイヤケーブルであること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気温風機①	1. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、覆ってはならない旨の図記号又は警告文の表示がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 0 (H 2 9) 7. 1 (第十九条 表示等 (一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 ヒータには、色を除いた J I S S 0 1 0 1 の禁止図記号若しくは J I S Z 9 1 0 1 の禁止標識と結合させた I E C 6 0 4 1 7 記号 5 4 6 1 (2 0 0 2 - 1 0) の記号、又は次の事項を表示しなければならない。 警告：覆ってはならない。
電気温風機②	1. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に、ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならない旨の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 0 (H 2 9) 7. 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 取扱説明書には、ヒータをコンセントのすぐ下に置いてはならない旨を記載しなければならない。
	2. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、覆ってはならない旨の表示（文字の高さ 1. 8 mm）があったが、高さが 3 mm 以上でなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 0 (H 2 9) 7. 1 4 (第十九条 表示等 (一般)) “覆ってはならない。”の文字の高さは、3 mm 以上でなければならない。
	3. 表示及び取扱説明書において、機器本体に、覆ってはならない旨の表示があったが、背面に表示されていた。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 3 0 (H 2 9) 7. 1 5 (第十九条 表示等 (一般)) ヒータの設置後に “覆い” に関する表示が識別できなければならない。したがって、可搬形ヒータの底面又は背面には表示してはならない。
電気洗濯機	1. 表示において、クラス 0 I 機器にもかかわらず、二重絶縁構造であることを示す・（クラス II 機器）の表示があつた。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 7. 1 (第十九条 表示等 (一般)) 機器には、次の内容を行わなければならない。 (抜粋) — クラス II 機器の場合には I E C 6 0 4 1 7 の記号 5 1 7 2。
	2. 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に次の表示が記載されていなかった。 この機器は、家庭内及び次のような、類似用途で使用するように意図している。 — 店舗、事務所及び他の作業環境内のスタッフ用台所区域 — 農家 — ホテル、モーテル及び他の住居タイプの環境での顧客が使用するもの — 朝食付き簡易宿泊施設（ペット及び朝食付きホテル）タイプの環境 — 共同住宅又はコインランドリ内の共用区域	J 6 0 3 3 5 - 2 - 7 (H 3 0) 7. 1 2 (第十九条 表示等 (一般)) 取扱説明書には、次の趣旨を含めなければならない。 この機器は、家庭内及び次のような、類似用途で使用するように意図している。 — 店舗、事務所及び他の作業環境内のスタッフ用台所区域 — 農家 — ホテル、モーテル及び他の住居タイプの環境での顧客が使用するもの — 朝食付き簡易宿泊施設（ペット及び朝食付きホテル）タイプの環境 — 共同住宅又はコインランドリ内の共用区域。
	3. 部品において、1 0 0 V で運転したとき、定格電圧が 1 1 0 V の洗濯用電動機運転用コンデンサーの端子の両端に、1 5 9. 5 V の電圧が印加されていた。 さらに、機器の定格電圧の 1. 1 倍の電圧 (1 1 0 V) で運転したとき、コンデンサー両端の電圧が 1 7 8. 5 V であった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 7) 2 4. 5 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) モータの補助巻線に用いるコンデンサには、定格電圧及び定格静電容量を表示しなければならず、かつ、これらの表示に従って用いなければならない。 さらに、モータの巻線と直列に接続したコンデンサの場合は、最小負荷を掛けて、機器の定格電圧の 1. 1 倍の電圧で機器を運転したときのコンデンサ両端の電圧が、コンデンサの定格電圧の 1. 1 倍を超えないこと。
	4. 雑音の強さ（不連続性雑音端子電圧）において、周波数 0. 1 5 M H z で不連続性雑音の許容値を超えるクリックが 9 0. 0 / 9 0. 0 % (電源周波数 5 0 / 6 0 H z 、洗い・標準) 、周波数 0. 5 M H z で不連続性雑音の許容値を超えるクリックが 7 7. 5 / 7 7. 5 % (電源周波数 5 0 / 6 0 H z 、洗い・標準) 、周波数 1. 4 M H z で不連続性雑音の許容値を超えるクリックが 3 5. 0 / 3 5. 0 % (電源周波数 5 0 / 6 0 H z 、洗い・標準) であった。	J 5 5 0 1 4 - 1 (H 2 7) 4. 2 (第十八条 雜音の強さ) 最小観測時間内に発生した不連続性雑音の許容値を超えるクリック数が総クリック数の 2 5 % 以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気乾燥機①	1. 表示において、機器に水の浸入に対する保護等級に応じたIPコードの表記が記載されていなかった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 O) 7. 1 (第十九条 表示等(一般)) 機器には、次の表示を行わなければならない。 (抜粋) -水の浸入に対する保護等級に応じたIPコード。ただし、IPX0は、この限りでない。 J 6 0 3 3 5 - 2 - 4 3 (2 0 0 5) 6. 2 機器は、IPX1でなければならない。
	2. 構造試験において、電源から切り離して1秒経過後に測定した差込プラグのピン相互間の電圧が47Vであった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 O) 2 2. 5 (第七条第1項 感電に対する保護) プラグを用いて電源に接続する機器は、通常使用時にプラグのピンに触った場合に、充電されたキャバシタからの電撃を受けるおそれがない構造でなければならない。 備考 定格静電容量が0.1μF以下のキャバシタは、電撃の危険を伴うとはみなさない。 適否は、次の試験を10回行い判定する。 機器に定格電圧を加える。次に、あらゆるスイッチをOFF位置にして、機器を電源から切り離す。機器を電源から切り離して1秒経過後、測定値に影響を及ぼさない計器を用いて、プラグのピン相互間の電圧を測定する。 この電圧は、34Vを超えてはならない。
電気乾燥機②	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となる温度ヒューズ取付部とサーモ取付部との間(開路した際、異極間となる部分)の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、1.7mm(その他の箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5m以上(その他の箇所、100V)であること。
その他の電動工具	1. 構造試験において、極性が異なる充電部相互間(100V)となる電源スイッチ取付半田付け部とバターンとの間の空間距離(沿面距離を含む)の最小値が、1.8mm(その他の箇所)であった。	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、2.5m以上(その他の箇所、100V)であること。
電気噴霧機①	1. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力500Wに対して、測定値が315.5／312.3W(電源電圧100V、電源周波数50／60Hz、偏差：-36.9／-37.5%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるどおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超えるもの許容差は±15%以内であること。
電気噴霧機②	1. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力130Wに対して、測定値が86.8／67.5W(電源電圧100V、電源周波数50／60Hz、偏差：-33.2／-48.1%)であった。	別表第八1(4)ハ(イ) (第二条 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるどおりとする。 (表) 定格消費電力が100Wを超えるもの許容差は±15%以内であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・ランプ①	1. 表示において、機器本体に形式の表示が施されていなかった。	J 6 2 5 6 0 (H 3 0) 5. 1 (第十九条 表示等 (一般)) ランプには、次の事項を、見やすく、容易に消えない方法で表示しなければならない。 a) 製造業者に関する表示 b) 定格入力電圧又は電圧範囲 c) 定格ランプ電力 d) 定格周波数 d A) 形式、形式には、性能関連事項などのその他の要素を含んでもよい。
	2. 表示において、包装に、定格ランプ電流又は定格入力電流の表示が要求されているが、いずれも表示がなかった。	J 6 2 5 6 0 (H 3 0) 5. 2 (第十九条 表示等 (一般)) ランプの製造業者等は、包装、取扱説明書などに、5. 1の事項及び次の事項を表示しなければならない。ただし、ランプに表示してもよい。 b) 定格ランプ電流又は定格入力電流 c) (削除) d) 特別な使用条件などの制限事項 e) 水との接触の防止に関する制限事項
エル・イー・ディー・ランプ②	1. 表示において、包装に、定格ランプ電流又は定格入力電流の表示が要求されているが、いずれも表示がなかった。	J 6 2 5 6 0 (H 3 0) 5. 2 (第十九条 表示等 (一般)) ランプの製造業者等は、包装、取扱説明書などに、5. 1の事項及び次の事項を表示しなければならない。ただし、ランプに表示してもよい。 b) 定格ランプ電流又は定格入力電流 c) (削除) d) 特別な使用条件などの制限事項 e) 水との接触の防止に関する制限事項
電気スタンド①	1. 自在性能試験において、第一屈曲部（ランプ側近傍）の断線率が L 1 / L 2 : 1 0 0 / 1 2 . 5 % であり、第二屈曲部の断線率が L 1 / L 2 : 0 / 3 7 . 5 % であり、素線の断線率が 3 0 % を超えるものがあった。	別表第八2 (8 6) へ (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 自在型のものにあっては、可動範囲においてそれぞれ5秒間に1回の割合で 1 0 0 0 回折り曲げたとき、配線が短絡せず、素線の断線率が 3 0 % 以下であり、かつ、各部に異状が生じないこと。
電気スタンド②	1. 表示において、器体外郭の表面又は取扱説明書のいずれにも功率及び入力電流が記載されていなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に関する (3. 3. 1 ~ 3. 3. 2 2 に示す) 必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は、照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 9 製造事業者は、功率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならぬ。
電気スタンド③	1. 表示において、器体外郭の表面又は取扱説明書のいずれにも功率及び入力電流が記載されていなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に関する (3. 3. 1 ~ 3. 3. 2 2 に示す) 必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は、照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 9 製造事業者は、功率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならぬ。
	2. 表示において、取扱説明書に、追加の情報として、タイプY取付方法に対して記載がなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に関する (3. 3. 1 ~ 3. 3. 2 2 に示す) 必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は、照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 1 7 タイプX、タイプY又はタイプZ取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書の記載
	3. 構造試験において、機器を調節可能方向にねじった際、可動部分は回り続け、電線が本体に巻き付き 3 6 0 ° を超えてねじれる構造であった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 6 (第八条 絶縁性能の保持) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 4. 1 4. 3 継ぎ手、昇降装置、調節式腕木、伸縮自在管などの調節装置及び調節手段は、操作中にコード又はケーブルが圧縮、締付け、破損、及び電線の長手軸に沿って 3 6 0 ° を超えるねじれがないような構造でなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具①	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間（100V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。</p> <p>イ. 極性が異なる充電部相互間：1. 0 mm (その他の箇所)</p> <p>ロ. 極性が異なる充電部相互間：0. 9 mm (その他の箇所)</p> <p>ハ. 極性が異なる充電部相互間：1. 1 mm (その他の箇所)</p> <p>ニ. 極性が異なる充電部相互間：0. 9 mm (その他の箇所)</p> <p>ホ. 極性が異なる充電部相互間：1. 0 mm (その他の箇所)</p> <p>2. 二重絶縁構造において、光源間電線のシースの厚みが、0. 1 mm（付加絶縁）であった。</p> <p>3. 構造試験において、送り用接続器として、別表第四6（1）ニ（ホ）aに規定する接続器がかん合できるコードコネクターボディを使用していた。</p> <p>4. 構造において、送り用接続器の近傍に、最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数、光源の種類及び送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示が施されていなかった。</p> <p>5. 妨害波電圧試験（電源端子）において、電源電圧100V、電源周波数50／60Hz、点灯（モード：6. SLOW／FADE）のとき、次のとおりであった。</p> <p>イ. 測定周波数が150kHz以上0. 5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が85. 4／84. 3 dB（測定周波数204kHz）であった。</p> <p>ロ. 測定周波数が0. 5MHz以上5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が73. 8／73. 7 dB（測定周波数0. 5MHz）であった。</p>	<p>別表第八1（2）ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2. 5 m以上（その他の箇所、100V）であること。</p> <p>別表第八1（7）イ（ロ） (第七条 感電に対する保護) 付加絶縁は、次のいずれかに適合すること。 a. 絶縁物は、次に適合すること。 (a) 基礎絶縁の絶縁物と同等以上の絶縁性能を有するものであること。 (b) 器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。 (c) 外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0.4mm以上であること。ただし、機械的応力を受けるおそれのない箇所に使用する2層以上の絶縁物であって、それぞれの絶縁物が附表第三2（4）に規定する付加絶縁の試験に適合するものにあっては、この限りでない。 b. 空間距離（沿面距離を含む。）は、（イ）bに適合すること。</p> <p>別表第八2（8.8）イ（ハ）a (第四条 供用期間中における安全機能の維持) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器1個以外の接続器を有しないこと。 a. 別表第四6（1）ニ（ホ）aに規定する接続器がかん合しないものであること。</p> <p>別表第八2（8.8）イ（ハ）e (第十九条 表示等（一般）) 電源に直接に接続するさし込みプラグ及び次に適合する送り用接続器1個以外の接続器を有しないこと。 e. 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあっては、送り用接続器の近傍にラベル等の適当な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数、光源の種類、並びに送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してあること。</p> <p>J 55015 (H29) 4. 3. 1 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電圧は、周波数が150kHz～0. 5MHz範囲で、準尖頭値にあっては66～56dB、平均値にあっては56～46dB、及び、周波数が0. 5MHz～5MHz範囲で、準尖頭値にあっては56dB以下、平均値にあっては46dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
装飾用電灯器具②	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間（100V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ. 極性が異なる充電部相互間：2. 1 mm (その他の箇所) ロ. 極性が異なる充電部相互間：2. 1 mm (その他の箇所) ハ. 極性が異なる充電部相互間：1. 8 mm (その他の箇所) ニ. 極性が異なる充電部相互間：1. 8 mm (その他の箇所)</p> <p>2. 消費電力等の許容差において、表示の定格電流0. 5 Aに対して、電源電圧が110V、60 Hzのときに測定した測定値が0. 3 A（偏差：-40. 0%）であった。</p> <p>3. 二重絶縁構造において、光源保護チューブの厚みが、0. 2 mm（付加絶縁）であった。</p> <p>4. 構造において、電源電線及び光源間電線の断面積が0. 5 / 0. 12 mm²（電源電線／光源間電線）であった。</p> <p>5. 構造において、送り用接続器の近傍に、最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数、光源の種類及び送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示が施されていなかった。</p> <p>6. 雑音の強さ（連続性雑音端子電圧）において、周波数が0. 5265 MHz 以上 5 MHz 以下の範囲で最大値が90. 0 dB（測定周波数0. 5265 MHz、電源周波数60 Hz、点灯（モード：6. SLOW/FADE））であった。</p>	<p>別表第八1 (2) ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2. 5 m以上（その他の箇所、100V）であること。</p> <p>別表第八1 (4) ハ (ハ) (第十九条 表示等（一般）) 定格電流を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 種別がその他のものであって、定格電流が0. 2 Aを超え1 A以下のものの許容差は±20%以内であること。</p> <p>別表第八1 (7) イ (ロ) (第七条 感電に対する保護) 付加絶縁は、次のいずれかに適合すること。 a. 絶縁物は、次に適合すること。 (a) 基礎絶縁の絶縁物と同等以上の絶縁性能を有するものであること。 (b) 器体の外郭を兼ねる絶縁物及び外傷を受けるおそれのある部分に用いる絶縁物の厚さは、1mm以上であること。 (c) 外傷を受けるおそれのない部分に用いる絶縁物の厚さは、0. 4mm以上であること。ただし、機械的応力を受けるおそれのない箇所に使用する2層以上の絶縁物であって、それぞれの絶縁物が附表第三2 (4) に規定する付加絶縁の試験に適合するものにあっては、この限りでない。 b. 空間距離（沿面距離を含む。）は、(イ) bに適合すること。</p> <p>別表第八2 (8) イ (イ) a (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 屋内用のものにあっては、別表第一の規定又は別表第十二の規定に適合する電線であって、その断面積は次の表に掲げる値以上であること。この場合において、変圧器を有するものの1次側の電源電線にあっては、その断面積は0. 75 mm²以上とし、差込みプラグ（定格遮断電流が500 A以上であって定格電流が3 A以下のヒューズを有するものに限る。）に附属する電線であって、その長さが2 m以下のものにあっては、その断面積は0. 5 mm²以上とすることができます。</p> <p>別表第八2 (8) イ (ハ) e (第十九条 表示等（一般）) e. 光源にエル・イー・ディーを使用するものにあっては、送り用接続器の近傍にラベル等の適當な方法により最大電流及び定格電圧又は、接続できる光源数、光源の種類、並びに送り用接続器を使用しない場合はふたをしておく旨の表示を付してであること。</p> <p>別表第十7章1. 2 (第十八条 雜音の強さ) 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が0. 5265 MHz 以上 5 MHz 以下の範囲にあっては56 dB以下、5 MHz を超え30 MHz 以下の範囲にあっては60 dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の白熱電灯器具	1. 表示及び取扱説明書において、器体の表面又は取扱説明書のいずれにおいても、力率及び入力電流の記載がなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 (第十九条 表示等 (一般)) 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 9 力率及び入力電流
エル・イー・ディー・電灯器具①	1. 表示において、器体の表面に次の表示がなかった。 - 製造者名又は責任を負う販売業者名 - 定格周波数 - “感電注意”記号	J 6 0 5 9 8 - 2 - 9 (H 2 9) 9. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 2 照明器具には、次に示す情報を容易に消えない方法で明瞭に表示しなければならない。 (抜粋) 3. 2. 1 製造業者名又は責任を負う販売業者名 3. 2. 19. A 定格周波数。ただし、放電灯、変圧器又は電動機をもつ照明器具に限る。 3. 2. 24 感電に対する保護が必要な場合、使用者非交換形光源の固定されたカバーには“感電注意”記号を表示する。この記号の最小高さは、15mmとする（図1参照）。ただし、照明器具の構造に起因して、カバーに15mmの高さで表示できない場合は、カバーの近傍で注意を十分喚起できる場所に表示してもよい。それでも15mmの高さで表示できない場合は、カバー又はカバー近傍の、より大きく表示できる場所に、可能な最大寸法で表示する。
	2. 表示において、器体の表面に、又は取扱説明書のいずれにおいても、次の情報に関する記載がなかった。 - タイプY取付方法についての情報 - 使用者非交換形光源についての情報	J 6 0 5 9 8 - 2 - 9 (H 2 9) 9. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 (抜粋) 3. 3. 17 タイプY取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書には、次の情報を記載しなければならない。 - タイプY取付方法に対して： 照明器具の外部可とうケーブル又はコードが損傷を受けたとき、危険を避けるために、製造業者、そのサービス代理業者又は同様の資格のある人だけが、それを取り替えることができる。 3. 3. 21 非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書に次の主旨の情報を記載しなければならない。 (抜粋) - 使用者非交換形光源に対して： “この照明器具の光源は、製造業者、そのサービス代理業者又は同様の資格のある人だけが交換できます。” 又は、“最終使用者（一般ユーザ）は、この照明器具の光源は交換しないでください。”とともに、次の情報。 感電注意の警告記号（図1を参照。）。
	3. 保護接地において、絶縁破壊した場合に充電部となるおそれがある可触金属部分が、保護接地用口出し線に接続されていなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 9 (H 2 9) 9. 8 (第七条第1項 感電に対する保護) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 7. 2. 1 クラスI照明器具及びクラス0I照明器具では、設置した状態で、交換形光源若しくはスタータ交換のため、又は清掃のために開けたときの可触金属部分で、絶縁破壊した場合に充電部となるおそれがある部分は、恒久的で確実な方法で保護接地端子、保護接地接触子、又は保護接地用口出し線に接続しなければならない。
	4. 電源との接続において、差込みプラグ接地側極の刃の幅が6.2mmであり、また、ボッチ穴に面取りが施されておらず、J I S C 8 2 8 2-1に適合していなかった。	J 6 0 5 9 8 - 2 - 9 (H 2 9) 9. 10 (第二条 安全原則) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 5. 2. 18 全ての移動灯器具、及びコンセント介して電源に接続することを意図している定着灯器具又はその他の照明器具は、J I S C 8 2 8 2規格群又は関連法規に適合するプラグを使用しなければならない。 差込みプラグの寸法 - ボッチ穴の面取り：φ 3. 5 mm以上 - 接地側極の刃の幅：8 ± 0. 2 mm

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・電灯器具②	<p>1. 表示において、器体の表面に、次の表示がなかった。 - 接地端子を示すシンボル - ヒューズの定格電流 - “感電注意”記号</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 2 照明器具には、次に示す情報を容易に消えない方法で明瞭に表示しなければならない。 (抜粋) 3. 2. 1 2 タイプZ取付方法以外の端子部には、電源への照明器具の接続が安全かつ満足な動作を確保できるように、電圧線、中性線及び接地線を識別するための表示をする。 電源端子を示すシンボルを適用する場合、IEC 604 1 7による。 接地端子は、IEC 604 1 7の該当のシンボルだけで、表示する。 3. 2. 2 2 取換え可能なヒューズを内蔵している照明器具は、必要がある場合、ヒューズの定格表示の末尾に、図1に示すシンボルを表示してもよい。そのような照明器具は、ヒューズの定格電流 (A又はmA) に関する情報を追加して提供しなければならない。安全のためにヒューズの時間・電流特性が重要な箇所では、いかなるヒューズに対しても、該当するヒューズの規格の規定に従って、定格及びヒューズの形式を、ヒューズホールダ又はヒューズ近傍に表示しなければならない。 3. 2. 2 4 感電に対する保護が必要な場合、使用者非交換形光源の固定されたカバーには“感電注意”記号を表示する。この記号の最小高さは、1 5 mmとする (図1参照)。ただし、照明器具の構造に起因して、カバーに1 5 mmの高さで表示できない場合は、カバーの近傍で注意を十分喚起できる場所に表示してもよい。それでも1 5 mmの高さで表示できない場合は、カバー又はカバー近傍の、より大きく表示できる場所に、可能な最大寸法で表示する。</p>
	<p>2. 表示において、器体の表面に、又は取扱説明書のいずれにおいても、次の情報に関する記載がなかった。 - 力率及び入力電流についての情報 - タイプZ取付方法についての情報 - 使用者非交換形光源についての情報 - 低電圧 (L V) 電源と制御用導体との間で維持する絶縁の分類</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 5 (第十九条 表示等 (一般)) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 (抜粋) 3. 3. 9 製造業者は、力率及び入力電流についての情報を提供できるようにしておかなければならぬ。 3. 3. 1 7 タイプX取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書には、次の情報を記載しなければならない。 - タイプZ取付方法に対して： この照明器具の外部可とうケーブル、又はコードは取り替えることができない。コードが損傷を受けた場合は、その照明器具は廃棄しなければならない。 3. 3. 2 1 非交換形光源及び使用者非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書に次の主旨の情報を記載しなければならない。 (抜粋) - 使用者非交換形光源に対して： “この照明器具の光源は、製造業者、そのサービス代理業者又は同様の資格のある人だけが交換できます。”又は、“最終使用者 (一般ユーザ) は、この照明器具の光源は交換しないでください。”とともに、次の情報。 感電注意の警告記号 (図1を参照。)。 3. 3. 2 2 制御形照明器具の場合、低電圧 (L V) 電源と制御用導体との間で維持する絶縁の分類 (基礎絶縁、強化絶縁など) を明記しなければならない。 注記 照明器具の宣言する絶縁障壁を維持することは、同一制御バスに接続する他の外部部品及び／又は製品に依存することもある。これは照明器具の製造業者ではなく制御システム設計者の責任である。</p>
	<p>3. 表示において、器体の表面に、次の表示がなかった。 - 取付方法 (又は、取付方法を明記した文書名) - 質量 - 定格最高周囲温度 t a - 定常安定状態における外表面温度</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 5 (第十九条 表示等 (一般)) 1 7. 5. 1 照明器具の設計が使用制限を課している場合は、次の項目を照明器具本体に表示しなければならない。 (抜粋) c) 取付方法 (又は、取付方法を明記した文書名の記載)。 d) つり下げ形の照明器具の場合、質量表示。 (抜粋) 注記3 取付方法を明記した文書とは、取扱説明書又は設置説明書などをいう。 1 7. 5. 3 照明器具の定格最高周囲温度 t a を、照明器具本体に明記しなければならない。 1 7. 5. 6 定常安定状態における外表面温度を、照明器具の外表面に明記しなければならない。</p>
	<p>4. 構造において、電線又は電線接続用ねじが外れることによって金属部が充電部になることを防ぐための適切な予防措置が講じられていないかった。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 6 (第七条第1項 感電に対する保護) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 4. 7. 1 クラスO Iの移動式器具、並びにしばしば調節するクラスO Iの定着式器具では、電線又は電線接続用ねじが外れることによって金属部が充電部になることを防ぐために、適切な予防措置を講じなければならない。この要求事項は、全ての端子 (電源端子を含む。) に適用する。</p>
	<p>5. 構造において、機械的接続と電気的接続とを兼ねる端子ねじに、十分な緩み止めがなく、緩みが生じないように固定されていなかった。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 6 (第九条 火災の危険源からの保護) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 4. 1 1. 3 機械的接続と電気的接続とを兼ねるねじ及びリベットは、緩みが生じないように固定しなければならない。ねね座金は、十分な緩み止め効果があると認められる。リベットの場合、非円形の軸を使用するか又は適切な刻み目を付けることで十分と認められる。 熱で軟化するシール用コンパウンドは、通常使用時にねじり応力を受けないねじ結合部に対してだけ、十分な固定方法である。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	<p>6. 構造において、絶縁変圧器の2次側回路（DMX接続器のピン）に試験指が触れるにもかからず、プリント基板上の各所で、基礎絶縁及び付加絶縁の空間距離（沿面距離を含む）が、下記のとおりであった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基礎絶縁（1次側回路－T1鉄心間）：①1.5mm、②1.4mm、③1.3mm、④1.7mm ・付加絶縁（T1鉄心－2次側回路間）：⑤1.1mm、⑥1.1mm 	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 7 (第八条 絶縁性能の保持) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 4. 1 1. 2. 1 表M. 1に記載した箇所の間隔は、適切な距離を置かなくてはならない。沿面距離及び空間距離は、表1. 1. 1及び表1. 1. 2に記載する値以上でなければならない。動作電圧の中間の電圧に対する沿面距離及び空間距離は、表1. 1. 1に規定した値の間を直線補間して求める。交流25V（実効値）又は直流60V未満の動作電圧に対する値は、表1. 0. 2の試験電圧を考慮すれば十分なので規定していない。</p> <p>-基礎絶縁：1.5／2.4mm（空間／沿面） -付加絶縁：1.5mm（空間及び沿面）</p>
	<p>7. 構造において、保護接地用口出し線に緑と黄との配色によって識別されたものが使用されておらず、かつ、保護接地用である旨の表示がない。</p> <p>また、コードがコード止め具から脱落する場合に、接地用導体よりも先に通電導体に張力が加わる長さになっていない。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 8 (第八条 絶縁性能の保持) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 7. 2. 1 1 クラス01照明器具の場合、緑と黄との配色によって識別した保護接地用口出し線、若しくは保護接地用の旨を容易に消えない方法で表示した保護接地用口出し線、又は保護接地用端子を設けなければならない。 緑と黄との配色で識別した導体、又は保護接地用の旨を容易に消えない方法で表示した導体は、照明器具の内部配線又は外部配線のいずれであっても、保護接地用だけに使用しなければならない。 接地用導体のある電源コードをもつ照明器具では、端子の配列方法又はコード止め具と端子との間の導体長さは、ケーブル又はコードがコード止め具から脱落する場合に、接地用導体よりも先に通電導体に張力が加わるような長さになっていなければならない。</p>
	<p>8. 電源との接続において、差込みプラグにボッヂ穴がなく、JIS C 8282-1に適合していなかった。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 1 0 (第二条 安全原則) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 5. 2. 1 8 全ての移動灯器具、及びコンセント介して電源に接続することを意図している定着灯器具又はその他の照明器具は、JIS C 8282規格群又は関連法規に適合するプラグを使用しなければならない。</p> <p>差込みプラグの寸法 -ボッヂ穴の面取り：φ3.5mm以上</p>
	<p>9. 温度上昇において、94V・50Hzによる運転で、熱電温度計法により測定したとき、次にあげる箇所の温度上昇が限度値を超えていた。(周囲温度26.0°C)</p> <ul style="list-style-type: none"> -巻線T1:124.5°C -巻線LF1:122.5°C <p>ただし、巻線の耐熱クラスがB種以上のものについては、この限りでない。</p> <ul style="list-style-type: none"> -コンデンサCY1・CY2:84.5°C -コンデンサCY3:112.5°C <p>ただし、Tマークが上記温度以上のものにあつては、この限りでない。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 1 7 (H 2 9) 1 7. 1 2 (第九条 火災の危険源からの保護) J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 1 2. 4 通常の使用を代表する状態で、照明器具の各部分(光源を含む)、照明器具内部の電源電線及び照明器具の取付面に安全性を損なう温度上昇があつてはならない。さらに、照明器具が動作温度に達したときに、可触部分、取り扱う部分、調整する部分及び握る部分は、その目的に対して過度の温度上昇があつてはならない。照明器具は、照明する対象物を過度に熱してはならない。ライティングダクト取付形照明器具は、それを取り付けたライティングダクトを過度に熱してはならない。</p> <p>全ての測定箇所の温度は、照明器具がその定格最高周囲温度 t_a で動作するとき、表1.2.1及び表1.2.2に示す最高温度以下でなければならない。</p> <p>-巻線及びJIS C 4003に基づく巻線の耐熱クラスが次の場合： - A種絶縁のもの：100°C - E種絶縁のもの：115°C - B種絶縁のもの：125°C - コンデンサケース：50°C</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
	<p>10. 妨害波電圧（電源端子）において、電源電圧100V、電源周波数50／60Hzのとき、次のとおりであった。</p> <p>イ. 測定周波数が150kHz以上0.5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が75.7／82.2dB(測定周波数0.434／0.152MHz)であった。</p> <p>ロ. 測定周波数が0.5MHz以上5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が86.3／86.1dB(測定周波数0.578MHz)、平均値の最大値が68.5／68.8dB(測定周波数0.578MHz)であった。</p> <p>妨害波電圧（電源端子）において、電源電圧240V、電源周波数50／60Hzのとき、測定周波数が0.5MHz以上5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が87.1／87.2dB(測定周波数0.616／0.609MHz)、平均値の最大値が71.5／72.7dB(測定周波数0.611／0.609MHz)であった。</p>	<p>J 55015 (H29) 4.3.1 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電圧は、周波数が50kHz～150kHzの範囲で、準尖頭値にあっては102～92dB、150kHz～0.5MHz範囲で、準尖頭値にあっては78～68dB、平均値にあっては68～58dB、周波数が0.5MHz～5MHz範囲で、準尖頭値にあっては56dB以下、平均値にあっては46dB以下、及び、周波数が5MHz～30MHz範囲で、準尖頭値にあっては60dB以下、平均値にあっては50dB以下であること。</p>
	<p>11. 制御端子における妨害波電圧において、電源電圧100V、電源周波数50／60Hzのとき、次のとおりであった。</p> <p>イ. 測定周波数が150kHz以上0.5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が89.7／94.8dB(測定周波数0.438／0.375MHz)、平均値の最大値が85.5／85.5dB(測定周波数0.458MHz)であった。</p> <p>ロ. 測定周波数が0.5MHz以上5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が87.7／89.8dB(測定周波数0.542／0.625MHz)、平均値の最大値が84.0／82.8dB(測定周波数0.542／0.625MHz)であった。</p> <p>電源電圧240V、電源周波数50／60Hzのとき、次のとおりであった。</p> <p>イ. 測定周波数が150kHz以上0.5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が91.2／89.3dB(測定周波数0.375／0.458MHz)、平均値の最大値が85.5／85.6dB(測定周波数0.458MHz)であった。</p> <p>ロ. 測定周波数が0.5MHz以上5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が87.6／87.7dB(測定周波数0.542MHz)、平均値の最大値が84.0／84.0dB(測定周波数0.542MHz)であった。</p>	<p>J 55015 (H29) 4.3.3 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電圧は、周波数が150kHz～0.5MHz範囲で、準尖頭値にあっては84～74dB、平均値にあっては74～64dB、周波数が0.5MHz～30MHz範囲で、準尖頭値にあっては74dB以下、平均値にあっては64dB以下であること。</p>
	<p>12. コモンモード端子電圧において、電源電圧100V、電源周波数50／60Hzのとき、次のとおりであった。</p> <p>イ. 測定周波数が30MHz以上100MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が68.9／68.7dB(測定周波数40.62／40.02MHz)であった。</p> <p>電源電圧240V、電源周波数50／60Hzのとき、次のとおりであった。</p> <p>イ. 測定周波数が30MHz以上100MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が67.6／67.6dB(測定周波数38.91／39.15MHz)であった。</p>	<p>J 55015 (H29) 4.4.2 (第十八条 雑音の強さ) コモンモード端子電圧は、準尖頭値が周波数が30MHz～100MHzの範囲で64～54dB、周波数100MHz～230MHz範囲で54dB、周波数230MHz～300MHz範囲で61dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
エル・イー・ディー・電灯器具③	<p>1. 分類において、梱包箱のみに表示された定格電圧が150Vを超える(90-245V)であるにもかかわらず、機器の感電に対する保護が、クラス0機器であった。 なお、機器本体に定格電圧の表示がなかった。定格電圧が150V以下の場合は、この限りでない。</p>	J 60598-2-4 (H 29) 4. 4 (第七条第1項 感電に対する保護) J 60598-1 (H 29) 2. 2 照明器具は、感電に対する保護等級に応じて、第1章に定義した、クラス0、クラス0Ⅰ、クラスI、クラスII及びクラスIIIに分類する。 クラス0は、定格電圧が150V以下の普通形照明器具だけに適用できる。
	<p>2. 表示において、器体の表面に次の表示がなかつた。 -製造者名又は責任を負う販売業者名 -定格電圧 -適合ランプの定格電力又はランプデータシートに示す形式名</p>	J 60598-2-4 (H 29) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) J 60598-1 (H 29) 3. 2 照明器具には、次に示す情報を容易に消えない方法で明瞭に表示しなければならない。 (抜粋) 3. 2. 1 製造業者名又は責任を負う販売業者名 3. 2. 2 定格電圧 3. 2. 8 照明器具の適合ランプの定格電力又はランプデータシートに示す形式名。ランプ電力だけでは不十分な場合は、ランプの形式名又は種別も表示する。
	<p>3. 表示において、器体の表面又は取扱説明書のいずれにおいても、次の情報に関する記載がなかつた。 -力率及び入力電流 -屋内使用に関する記載</p> <p>なお、屋内使用に関する記載は梱包箱に表示があつたが、日本語で記載されていなかったため、表示があるものとはみなさなかつた。</p>	J 60598-2-4 (H 29) 4. 5 (第十九条 表示等(一般)) J 60598-1 (H 29) 3. 3 3. 2の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 (抜粋) 3. 3. 9 力率及び入力電流 3. 3. 10 屋内使用に関する記載
	<p>4. 構造試験において、金属部分を貫通する電源電線貫通孔のブッシングは、容易に手で取り外すことができる構造であった。</p>	J 60598-2-4 (H 29) 4. 10 (第八条 絶縁性能の保持) J 60598-1 (H 29) 5. 2. 8 移動灯器具では、可とうケーブル又はコードが照明器具の可触金属部分又は可触金属部分と接触する金属部分を貫通する場合、被覆を損傷しないよう、開口部に滑らかで丸く面取りした絶縁物の丈夫で容易に取り外せないブッシングを備えなければならない。
	<p>5. 構造試験において、電源コードに60Nの引張力を10回加えたとき、2mmを超える変位が発生した。 なお、引張力を25回加えた後の変位は、4.9mmであった。</p>	J 60598-2-4 (H 29) 4. 10 (第八条 絶縁性能の保持) J 60598-1 (H 29) 5. 2. 10. 3 照明器具に取り付けてあるコードを使用して次の試験で判定する。 (以下抜粋) -コードに60Nの引張力を25回加える。 -25回の引張りの間にその目印が2mmを超えて移動してはならない。
	<p>6. 電源との接続において、差込みプラグにボッチ穴がなく、また、刃の先端の面取り厚さが1.4mmであり、J I S C 8282-1に適合していなかった。</p>	J 60598-2-4 (H 29) 4. 10 (第二条 安全原則) J 60598-1 (H 29) 5. 2. 18 全ての移動灯器具、及びコンセント介して電源に接続することを意図している定着灯器具又はその他の照明器具は、J I S C 8282規格群又は関連法規に適合するプラグを使用しなければならない。 差込みプラグの寸法 -ボッチ穴の面取り : φ 3. 5mm以上 -先端の面取り : 0. 9mm以下

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
広告灯①	<p>1. 表示において、機器本体に、次の表示がなかった。 - 製造者名 - 定格電圧 - 型番 - 定格電力又はランプ形式名</p> <p>2. 取扱説明書において、電源コードの取り替えに関する記載がなかった。</p> <p>3. 保護接地において 10 A 以上の電流を保護接地端子と可触金属部との間に流そうとしたところ、電流が流れなかつた。(塗装部分にアース用口出し線の先端を挟み込んで取付けしているため電流が流れなかつた。)</p> <p>4. 外部配線において、電源コードが金属筐体を貫通しているにもかかわらず、金属製のブッシングを使用していた。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 7 (H 2 9) 7. 5 (第十九条 表示等 (一般)) 表示は、J 6 0 5 9 8 - 1 の第3章 (表示) による。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 2 (第十九条 表示等 (一般)) 照明器具には、3. 2. 1 ~ 3. 2. 2 4 に示す情報を容易に消えない方法で明確に表示しなければならない。 3. 2. 1 製造業者名又は責任を負う販売業者名 3. 2. 2 定格電圧 (V) 3. 2. 7 製造業者の型番 3. 2. 8 定格電力又はランプ形式名</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 7 (H 2 9) 7. 5 (第十九条 表示等 (一般)) 表示は、J 6 0 5 9 8 - 1 の第3章 (表示) による。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 (第十九条 表示等 (一般)) 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 17 タイプX、タイプY又はタイプZ取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書の記載</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 7 (H 2 9) 7. 8 (第七条第1項 感電に対する保護) 保護接地示は、J 6 0 5 9 8 - 1 の第7章 (保護接地) による。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 7. 2. 3 (第七条第1項 感電に対する保護) 保護接地接続の抵抗測定は、無負荷電圧が 12 V を超えない電源を使用して 10 A 以上の電流を保護接地端子又は保護接地接触子と可触金属部との間の電圧降下を測定し、その抵抗を電流及び電圧降下から算出する。いかなる場合にも抵抗は、0. 5 Ω 以下でなければならない。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 7 (H 2 9) 7. 1 0 (第七条第1項 感電に対する保護) 外部及び内部配線は、J 6 0 5 9 8 - 1 の第5章 (外部及び内部配線) による。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 5. 2. 8 (第七条第1項 感電に対する保護) 可とうケーブル又はコードが照明器具の可触金属部分又は、可触金属部分と接触する金属部分を貫通する場合、被覆を損傷しないよう、開口部に滑らかで丸く面取りした絶縁物の丈夫で容易に取り外せないブッシングを備えなければならない。</p>
広告灯②	<p>1. 表示において、機器本体に、次の表示がなかった。 - 製造者名 - 定格電圧 - 型番 - 定格電力又はランプ形式名</p> <p>2. 取扱説明書において、電源コードの取り替えに関する記載がなかった。</p> <p>3. 電源コードにおいて、平形ビニルコードを使用していた。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 7 (H 2 9) 7. 5 (第十九条 表示等 (一般)) 表示は、J 6 0 5 9 8 - 1 の第3章 (表示) による。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 2 (第十九条 表示等 (一般)) 照明器具には、3. 2. 1 ~ 3. 2. 2 4 に示す情報を容易に消えない方法で明確に表示しなければならない。 3. 2. 1 製造業者名又は責任を負う販売業者名 3. 2. 2 定格電圧 (V) 3. 2. 7 製造業者の型番 3. 2. 8 定格電力又はランプ形式名</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 7 (H 2 9) 7. 5 (第十九条 表示等 (一般)) 表示は、J 6 0 5 9 8 - 1 の第3章 (表示) による。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 (第十九条 表示等 (一般)) 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に係わる必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 17 タイプX、タイプY又はタイプZ取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書の記載</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 7 (H 2 9) 7. 1 0. 2 (第七条第1項 感電に対する保護) 電源コードはキャブタイヤコード若しくはキャブタイヤケーブルであつて、その導体断面積が 0. 75 mm² 以上でなければならない。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
広告灯③	1. 構造試験において、プリント基板上（ダイオードブリッジの交流（100V）と直流（整流後）のパターン間）の空間距離（沿面距離を含む。）の最小値が1.1mmであった。（じんあいが侵入するおそれのない箇所）	別表第八1（2）ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1.5m以上（じんあいが侵入するおそれのない箇所、100V）であること。
電気消毒器（殺菌灯）	1. 構造試験において、ヒューズホルダー内の交換が可能である電流ヒューズ（1A）の取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。	別表第八1（2）マ (第十九条 表示等（一般）) ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。
	2. 構造試験において、器体外に直接殺菌灯を照射する機器にもかかわらず、JIS C 7550の「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループでなかった。 なお、機器には、外かくの見やすい箇所に、通電、停止の状態が容易に判別できる表示はない。	別表第八2（21）イ (第二条 安全原則) 殺菌灯を有するものにあっては、通常の使用状態において、次のいずれかに適合すること。 (イ) 器体内のみに殺菌灯を照射するものにあっては、光線が直接外部に漏れない構造であること。 (ロ) 器体外に直接殺菌灯を照射するものにあっては、次に適合すること。 a JIS C 7550「ランプ及びランプシステムの光生物学的安全性」の表2及び表3に掲げる「目及び皮膚に対する紫外放射傷害」リスクが免除グループであること。ただし、人体に傷害を起こさないようにタイマーや人体検知センサー等により照射が限定される構造である場合は、この限りではない。 b 外かくの見やすい箇所に、通電、停止の状態が容易に判別できる表示をすること。また、器体に見やすく、容易に消えない方法で、かつ、理解しやす い用語により、JIS C 7605「殺菌ランプ」の「9. 1 製品の表示」に定める図記号及び次に掲げる事項を表示すること。 (a) 眼の痛み又は視力障害の原因となるため、点灯中のランプや反射光を直接肉眼で見ない旨 (b) 皮膚の炎症又は日焼けをおこす原因となるため、点灯中のランプからの紫外放射（殺菌線）を皮膚に直接又は間接に当てない旨
その他の音響機器①	1. 表示において、機器に、該当する定格消費電流又は定格消費電力がなかった。	J 60065 (2019) 5. 2 (第十九条 表示等（一般）) 機器には、次の表示を行わなければならない。 h) 交流電源に接続を意図した機器には、定格消費電流又は定格消費電力
	2. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J 60065 (2019) 5. 5. 3 (第十九条 表示等（一般）) 主電源から分離するデバイスについて、説明書に次の事項を含めなければならない。 a) 遮断デバイスとして主電源プラグ又は機器用カプラを用いる場合：この遮断デバイスは容易に操作できるようにしておかなければならぬ旨の記載
その他の音響機器②	1. 表示において、供給電圧の種類、交流表示（A C）が機器の定格電圧表示の直後になかった。	J 62368-1 (H30) 附属書F. 3. 3. 3 (第十九条 表示等（一般）) 供給電圧の種類、直流、交流又は三相交流は、機器上に表示し、機器の定格電圧表示の直後になければならない。交流又は直流の識別に記号を用いる場合、交流の場合、IEC 60417-5032 (2002-10) の記号～、及び直流の場合、IEC 60417-5032 (2002-10) の記号を用いなければならない。
	2. 表示の耐久性において、ラベルは、反りが生じており、かつ、剥がれていた。 なお、附属書F 3. 10. 2項の試験を実施する前にラベルは、反りが生じており、かつ、剥がれていた。	J 62368-1 (H30) 附属書F. 3. 9 (第十九条 表示等（一般）) 一般的に、機器上に要求する全ての表示は、耐久性及び視認性があり、かつ、通常の照明環境の下で容易に識別できなければならない。 別途規定しない限り、指示セーフガードは、色を付ける必要はない。指示セーフガードに色を付ける場合は、ISO 3864規格群に規定する色でなければならない。刻印または成型による表示は、通常の照明環境の下で視認性があり、かつ、容易に識別できる場合は、対比色である必要はない。 印刷またはスクリーン印刷による表示は、恒久的でなければならない。 適否は、検査によって判定する。恒久性は、F. 3. 10の試験によって判定する。
	3. 説明書において、「遮断デバイスは容易に操作できるようになっていなければならない。」旨の記載がなかった。	J 62368-1 (H30) 附属書L. 7 (第十九条 表示等（一般）) 遮断デバイスとして電源コードのプラグを用いる場合は、設置指示書に、プラグ接続形機器のために、壁コンセントが容易にアクセス可能でなければならない旨を記載しなければならない。一般人によって設置することを意図したプラグ接続形機器の場合、この設置指示書は一般人が利用可能でなければならない。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
超音波加湿機①	<p>1. 妨害波試験（端子電圧）において、電源電圧121V、電源周波数50／60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 周波数が0.15～0.50MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が8.8.2／8.7.9dB（測定周波数0.174／0.174MHz）、平均値が7.3.6／7.2.5dB（測定周波数0.174／0.174MHz）であった。 ロ. 周波数が0.50～5MHzの範囲で、準尖頭値の最大値が7.6.2／7.5.4dB（測定周波数0.50／0.50MHz）、平均値が5.4.6／5.1.8dB（測定周波数1／1MHz）であった。</p> <p>2. 妨害波試験（妨害波電力）において、電源電圧121V、電源周波数50／60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 測定周波数が30MHz以上300MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が6.3.9／6.3.9dB（測定周波数50.88／50.88MHz）、平均値が5.2.5／5.2.3dB（測定周波数50.88／50.88MHz）であった。</p>	J 55014-1 (H27) 4. 1. 1 (第十八条 雜音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15MHz以上0.50MHz以下の範囲で、準尖頭値にあっては6.6～5.6dB、平均値にあっては5.9～4.6dB、周波数が0.50MHz以上5MHz以下の範囲で、準尖頭値にあっては5.6dB、平均値にあっては4.6dB、及び、周波数が5MHz以上30MHz以下の範囲で、準尖頭値にあっては6.0dB、平均値にあっては5.0dB以下であること。 J 55014-1 (H27) 4. 1. 2 (第十八条 雜音の強さ) 妨害波電力は、周波数が30MHz以上300MHz以下の周波数範囲で、準尖頭値にあっては4.5～5.5dB以下、平均値にあっては3.5～4.5dB以下であること。
超音波加湿機②	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の極性が異なる充電部相互間（100V）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。 イ. 電流ヒューズ間（溶断した際、異極となる部分）：1.5mm（その他の箇所） ロ. 極性が異なる充電部相互間：1.7mm（その他の箇所）</p> <p>2. 構造試験において、交換が可能である電流ヒューズ（2A）の取付け部又は銘板のいずれにも定格電流の表示がなかった。</p> <p>3. 雜音の強さ試験において、連続性雑音端子が、測定周波数5.26.5kHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、7.2.6／7.2.3dB（測定周波数5.38kHz、電源電圧100V、電源周波数50／60Hz）であった。</p>	別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、2.5mm以上（その他の箇所、100V）であること。 別表第八1(2)マ (第十九条 表示等（一般）) ヒューズを取り付けるものにあっては、その銘板又はヒューズの取付け部に、電流ヒューズにあっては定格電流を、温度ヒューズにあっては定格動作温度を、容易に消えない方法で表示すること。ただし、取り換えることができないヒューズにあっては、この限りでない。
電灯付家具①	<p>1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの力を加えたとき、コード止めが外れ、電源電線の接続部に張力が加わった。</p> <p>2. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力15Wに対して、測定値が8.3W（100V、電源周波数50～60Hz、偏差：-4.4.7%）であった。</p>	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値（器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあっては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあっては30Nの値）の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのこと。
		別表第八1(4)ハ(イ) (第二条 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10Wを超えるもの許容差は±2.5%以下であること。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電灯付家具②	1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの力を加えたとき、及び器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあっては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあっては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。
コンセント付家具①	1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって70Nの力を加えたとき、及び器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあっては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあっては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。
コンセント付家具②	1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの力を加えたとき、及び器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあっては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあっては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。
コンセント付家具③	1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの力を加えたとき、及び器体の内側に向かって5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線の接続部に張力が加わった。	別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあっては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあっては30Nの値)の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのないこと。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の電気機械器具付家具①	<p>1. 構造試験において、印刷基板上の極性が異なる充電部相互間及び充電部と構造上やむを得ず露出する充電部を含むアースするおそれのある非充電金属部（100V、じんあいが侵入するおそれない箇所）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、次のとおりであった。</p> <p>イ. ヒーター用電磁リレーの接点間となる印刷配線間（開路した際、異極間となる部分）：0.5mm</p> <p>ロ. AC充電部と整流後の印刷配線間：0.5mm</p> <p>ハ. トランス1次側充電部と2次側充電部の印刷配線間（2次側充電部のLEDが外部露出により可触のためアースするおそれのある箇所）：1.1mm</p> <p>二. 印刷基板上の1次側充電部と基板金属ケース（2次側充電部のLEDが外部露出により可触のためアースするおそれのある箇所）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、1.3mmであった。（100V、じんあいが侵入するおそれない箇所）</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1.5mm以上（じんあいが侵入するおそれない箇所、100V）であること。 (第七条 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1.5mm以上（じんあいが侵入するおそれない箇所、100V）であること。</p>
	<p>2. 構造試験において、基板上に搭載のトランスの1次巻線と構造上やむを得ず露出する充電部を含むアースするおそれのある非充電金属部であるトランス2次巻線（2次側充電部のLEDが外部露出により可触のためアースするおそれのある箇所）の空間距離（沿面距離を含む）の最小値が、1.0mmであった。（100V、じんあいが侵入するおそれない箇所）</p>	<p>別表第八1(2)ト (第七条第1項 感電に対する保護) 充電部とアースするおそれのある非充電金属部との間の空間距離（沿面距離を含む。）は、1.5mm以上（じんあいが侵入するおそれない箇所、100V）であること。</p>
	<p>3. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの力を加えたとき、電源電線の接続部に張力が加わった。</p>	<p>別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等（固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。）は、器体の外方に向かって器体の自重の値の3倍の値（器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあっては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあっては30N（の値）の張力を連続して15秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれないこと。</p>
	<p>4. 表示において、機器本体に、定格銘板がなく附表第六で要求される表示すべき事項が表示されていなかった。</p>	<p>別表第八1(12) (第十九条 表示等（一般）) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六) 表示すべき事項 1 定格電圧 2 電極式のものにあっては定格電流、その他のものにあっては定格消費電力 3 定格周波数 4 二重絶縁構造のものにあっては、回の記号 表示の方法 表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示すること。</p>
	<p>5. 雑音の強さ試験において、連続性雑音端子電圧が、測定周波数0.5265MHz以上5MHz以下の範囲で最大値が、74.3/75.9dB（測定周波数0.55/0.529MHz、電源電圧100V、電源周波数50/60Hz）、測定周波数5MHzを超えて30MHz以下の範囲で最大値が、74.5dB（測定周波数5.054MHz、電源電圧100V、電源周波数50Hz）であった。</p>	<p>別表第十第7章1.2 (第十八条 雑音の強さ) 連続性雑音端子電圧（電源端子）は、周波数が0.5265MHz以上5MHz以下の範囲にあっては56dB以下、5MHzを超えて30MHz以下の範囲にあっては60dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
その他の電気機械器具付家具②	<p>1. 構造試験において、電源電線を器体の外方に向かって100Nの力を加えたとき、電源電線の接続部に張力が加わった。</p> <p>2. 部品において、銘板ラベルに表示された定格電圧がAC100-240Vであるにもかかわらず、内部ヒーターユニットの定格電圧が110Vであった。</p> <p>3. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力36Wに対して、測定値が52.8W(100V、全点灯、くもり止めヒーターオン、電源周波数50-60Hz、偏差:+4.6.7%)であった。</p>	<p>別表第八1(2)ヲ (第八条 絶縁性能の保持) 電源電線等(固定して使用するもの又は取り付けた状態で外部に露出しないものを除く。以下ヲにおいて同じ。)は、器体の外方に向かって器体の自重の3倍の値(器体の自重の値の3倍の値が10kgを超えるものにあっては100N、器体の自重の値の3倍の値が3kg未満のものにあっては30Nの値)の張力を連続して1.5秒間加えたとき及び器体の内部に向かって電源電線等の器体側から5cmの箇所を保持して押し込んだとき、電源電線等と内部端子との接続部に張力が加わらず、かつ、ブッシングが外れるおそれのこと。</p> <p>別表第八1(3)イ (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 部品または附属品の定格電圧、定格電流および許容電流は、これらに加わる最大電圧またはこれらに流れる最大電流以上であること。</p> <p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるどおりとする。 (表) 定格消費電力が30Wを超え100W以下のものの許容差は±20%以下であること。</p>
その他の電気機械器具付家具③	<p>1. 表示において、機器本体又は取扱説明書のいずれにおいても、次の表示が施されていなかった。 - 力率及び入力電流 - 屋内使用に関する記載 - タイプYの設置に関する記載 - 非交換形光源に関する記載</p> <p>2. 電源との接続及びその他の外部配線において、電源コードの断面積が0.5mm²であった。</p> <p>3. 電源との接続及びその他の外部配線において、電源電線にコード止めがなく、導体に引張力及びねじりが加わる構造であった。</p> <p>4. 電源との接続及びその他の外部配線において、JIS C 8282又は関連法規に適合する差込みプラグを使用していなかった。差込みプラグの刃の立ち上がりからボッチ孔の中心迄の距離が①10.8mm、②10.7mmであった。</p> <p>5. 妨害波電圧試験(電源端子)において、電源電圧100V、電源周波数50/60Hzのとき、次のとおりであった。 イ. 測定周波数が150kHz以上0.5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が87.0/86.4dB(測定周波数0.150MHz)、平均値の最大値が74.3/72.7dB(測定周波数0.150MHz)であった。 ロ. 測定周波数が0.5MHz以上5MHz以下の範囲で準尖頭値の最大値が72.3/72.7dB(測定周波数0.5MHz)、平均値の最大値が59.4/58.0dB(測定周波数0.5MHz)であった。</p>	<p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 5 (第十九条 表示等(一般))</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 3. 3 3. 2 の表示のほか、適切な設置、使用及び保守に関する(3. 3. 1~3. 3. 2 2に示す)必要事項を、照明器具、準照明器具若しくは器具内用安定器に表示するか、又は、照明器具に添付の取扱説明書に記載する。 3. 3. 9 製造事業者は、力率及び入力電流について情報を提供できるようにしておかなければならぬ。 3. 3. 10 周囲温度に関する事を含め、“屋内使用”に対する適合性 3. 3. 17 タイプX、タイプY、又はタイプZ取付方法の照明器具に対し、設置のための取扱説明書には、次の情報を記載しなければならない。 - タイプY取付方法に対して: 照明器具の外部可とうケーブル又はコードが損傷を受けたとき、危険を避けるために、製造業者、そのサービス代理業者又は同様の資格のある人だけが、それを取り替えることができる。 3. 3. 21 非交換形光源をもつ照明器具は、取扱説明書にその主旨の情報を記載しなければならない。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 1 0 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用)</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 5. 2. 2 照明器具製造業者が取り付けた電源コードは、電気的・機械的性能を持っている電線でなければならない。 適切な機械的強度を得るため、導体の公称断面積は、次に示す値以上でなければならない。 - 普通形照明器具では、0.75mm²</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 1 0 (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用)</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 5. 2. 1 0 電源コード又はその他の外部配線用可とうケーブル若しくはコードを取り付けた照明器具、又はそれらを取り付けるように設計した照明器具は、導体を端子に接続したとき、導体に引張力及びねじりが加わらないよう、また、導体の被覆が摩耗しないようコード止め具を備えていなければならぬ。</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 2 - 4 (H 2 9) 4. 1 0 (第二条 安全原則)</p> <p>J 6 0 5 9 8 - 1 (H 2 9) 5. 2. 1 8 全ての移動灯器具、及びコンセント介して電源に接続することを意図している定着灯器具又はその他の照明器具は、JIS C 8282規格群又は関連法規に適合するプラグを使用しなければならない。 差込みプラグの寸法 ①刃の立ち上がりからボッチ孔の中心迄の距離: 11.7±0.4mm</p> <p>J 5 5 0 1 5 (H 2 9) 4. 3. 1 (第十八条 雑音の強さ) 妨害波電圧は、周波数が50kHz~150kHzの範囲で、準尖頭値にあっては10.2~9.2dB、150kHz~0.5MHz範囲で、準尖頭値にあっては7.8~6.8dB、平均値にあっては6.8~5.8dB、周波数が0.5MHz~5MHz範囲で、準尖頭値にあっては5.6dB以下、平均値にあっては4.6dB以下、及び、周波数が5MHz~30MHz範囲で、準尖頭値にあっては6.0dB以下、平均値にあっては5.0dB以下であること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
医療用物質生成器	<p>1. 構造試験において、プリント基板上の2.40V異極充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)の最小値が、次のとおりであった。 イ. 極性が異なる充電部相互間：0.8mm (その他の箇所) ロ. 極性が異なる充電部相互間：0.9mm (その他の箇所) ハ. 抵抗(R2)充電部相互間：2.0mm (その他の箇所) ニ. 抵抗(R9)充電部相互間：1.3mm (その他の箇所) ホ. ダイオードブリッジ(B1)充電部相互間：1.3mm (その他の箇所) ヘ. ダイオードブリッジ(B1)充電部相互間 (交流回路—整流後の回路間)：2.0mm (その他の箇所) ド. 入力コネクタ端子間(受側)：2.6mm (その他の箇所) チ. 入力コネクタ端子間(差込側)：1.8mm (その他の箇所) リ. ダイオードブリッジ(B1)端子間(交流側)：1.7mm (その他の箇所)</p> <p>2. 株刃間を保持する絶縁材料に750°Cのグローワイヤー試験を行ったとき、グローワイヤーを引き離し後30秒以上試験片が燃焼した。</p> <p>3. 消費電力の許容差試験において、表示の定格消費電力1Wに対して、測定値が2.0/2.0W(電源電圧240V、電源周波数50/60Hz、偏差:+100.0/+100.0%)であった。</p> <p>4. 表示において、表示すべき事項である「定格周波数」の表示がなかった。</p> <p>5. イオン発生部に人が容易に触れるおそれのないように適当な保護わくまたは保護網がなかった。</p>	<p>別表第八1(2)ト (第八条 絶縁性能の保持) 極性が異なる充電部相互間の空間距離(沿面距離を含む。)は、以下のとおり。 じんあいが侵入するおそれのない箇所：2.0mm以上(240V) その他の箇所：3.0mm以上(240V)</p> <p>別表第八1(2)エ(ハ)b (第六条 耐熱性等を有する部品及び材料の使用) 株刃間(接地極を除く。)を保持する絶縁材料にあっては、JIS C 60695-2-11(2004)又はJIS C 60695-2-12(2013)に規定する試験を試験温度750°Cで行ったとき、これに適合(グローワイヤー引き離し後、試験片の燃焼又は赤熱が30秒以内に消えること。)するものであること。ただし、JIS C 60695-2-13(2013)に従ったグローワイヤ着火温度が775°Cレベル以上の材料は、この限りでない]</p> <p>別表第八1(4)ハ(イ) (第二条 安全原則) 定格消費電力を表示しなければならないものにあっては、次の表に掲げるとおりとする。 (表) 定格消費電力が10W以下のものの許容差は+25%以内であること。</p> <p>別表第八1(12) (第十九条 表示等(一般)) 附表第六に規定する表示の方式により表示すること。 (附表第六 抜粋) 1. 定格電圧 2. 電極式のものにあっては定格電流、その他のものにあっては定格消費電力 3. 定格周波数</p> <p>別表第八2(9.8)イ(イ) (第七条第1項第一号 感電に対する保護) 空気イオン発生器およびオゾン発生器にあっては、次に適合すること。 a 電離部分、オゾン発生部等の高圧部分は、人が容易に触れるおそれのないように適当な保護わくまたは保護網を取り付けてあること。 b オゾン発生器用安定器は、別表第六1および3の規定に適合すること。</p>

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
電気除臭機	1 表示及び取扱説明書において、取扱説明書に清掃又は保守前に、その機器を電源から遮断しなければならない趣旨の記載がなかった。	J 6 0 3 3 5 - 2 - 6 5 (H 2 0) 7. 1 2 (第十九条 表示等(一般)) 取扱説明書は、その機器の清掃及び使用者による保守のための解説を含まなければならない。それらには、清掃又は保守の前に、その機器を電源から遮断しなければならないことを記載しなければならない。
	2 入力及び電流において、定格入力2.5Wに対して、測定値が4.1/4.2W(電源電圧100V、電源周波数50/60Hz、オゾン循環機能モード、偏差:+64.0/+68.0%)であった。	J 6 0 3 3 5 - 1 (H 2 0) 1 0. 1 (第二条 安全原則) 機器に定格入力が表示されている場合、通常動作温度における入力は、定格入力から、表1に規定する許容値を超える差(25W以下/+20%)があつてはならない。
	3 妨害波試験(端子電圧)において、オゾン循環機能モードのとき、測定周波数が0.15MHz以上0.50MHz以下の範囲で、準尖頭値の最大値が92.8/92.8dB(測定周波数0.16MHz、電源電圧100V、電源周波数50/60Hz)、平均値の最大値が81.5/80.1dB(測定周波数0.16MHz、電源電圧100V、電源周波数50/60Hz)であった。	J 5 5 0 1 4 - 1 (H 2 7) 4. 1. 1 (第十八条 雑音の強さ) 端子電圧は、周波数が0.15MHz以上0.50MHz以下の範囲で、準尖頭値にあつては59~46dB、周波数が0.50MHz以上5MHz以下の範囲で、準尖頭値にあつては56dB、平均値にあつては46dB、及び、周波数が5MHz以上30MHz以下の範囲で、準尖頭値にあつては56dB、平均値にあつては46dB以下であること。
リチウムイオン蓄電池①	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3(11) (第三条 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5°Cである状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池②	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3(11) (第三条 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5°Cである状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池③	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧(4.25V)を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3(11) (第三条 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5°Cである状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあつては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあつては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

電気用品名	技術基準不適合箇所の内容	適合すべき技術基準(要旨)
リチウムイオン蓄電池 ④	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） (第三条 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5°Cである状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。
リチウムイオン蓄電池 ⑤	1. 表示において、組電池表面の見やすい箇所に、次の表示がなかった。 - J I S C 8 7 1 1 5. 1に規定する組電池の呼び方 - 製造年月日 - 製造事業者若しくは供給業者の名称 組電池には十分な余白があることから、表示することが困難なものとは見なさない。 なお、包装容器及び取扱説明書に「J I S C 8 7 1 1 5. 1に規定する組電池の呼び方」及び「製造年月日」の記載がないことを確認した。 また、「供給業者の名称」として販売事業者の記載があることを確認した。	J 6 2 1 3 3 (H 2 8) 1 0, 2 (第19条 表示等(一般)) リチウム系の組電池の表示は、これを構成する単電池の表示（10.1参照）に従い、適切なものでなければならぬ。これに加え、適切な警告を表示しなければならない。さらに、リチウム系の組電池は、組電池表面の見やすい箇所に容易に消えない方法で表示しなければならない。ただし、組電池の表面に表示することができない場合は、包装容器の表面の見やすい箇所に表示しなければならない。包装容器に表示する場合は、電池を包装する最小単位の包装容器に表示する。 J 6 2 1 3 3 (H 2 8) 1 0, 1 リチウム系の単電池の表示は、J I S C 8 7 1 1による。 (J I S C 8 7 1 1 : 2 0 1 9の抜粋) 5. 3 表示 リチウム二次電池には、容易に消えない方法で、次の情報を表示する。 (抜粋) - 名称 例 1 リチウム二次 例 2 リチウムイオン二次 例 3 充電式リチウム 例 4 リチウムイオン - 5. 1に規定する組電池又は単電池の呼び方 (例) N ₁ A ₁ A ₂ A ₃ N ₂ ／N ₃ ／N ₄ -N ₅ - 製造年月日（コード化してもよい。） - 製造業者若しくは供給業者の名称又は、これらの略称、記号など。
リチウムイオン蓄電池 ⑥	1. 過充電の保護機能試験において、電池ブロックの電圧が上限充電電圧（4.25V）を超えていた。 なお、上限充電電圧は、別表第九附表第一の「表2 試験を行うための充電手順」で定められている「4.25V」を基準とした。	別表第九3（11） (第三条 安全機能を有する設計等) 周囲温度が20±5°Cである状態において、次のいずれかの方法で試験を行つたとき、組電池内の電池ブロックが附表第一表2の上限充電電圧を超えないこと。 ただし、過充電の保護機能は組電池に備えるか、または組電池を装着した機器若しくは充電器に備えてもよい。 イ 1個の電池ブロックで構成される組電池にあっては、充電時に電池ブロックに加えられる電圧を測定する。 ロ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら充電を行い、同時に一つの電池ブロックを徐々に強制的に放電させ、そのほかの各電池ブロックの電圧を測定する。 ハ 電池ブロックを直列に2個以上接続した構造の組電池にあっては、各電池ブロックの電圧を計測しながら附表第一表2の上限充電電圧を超える電圧を電池ブロックに加え、充電が停止するときの電圧を測定する。

<電気用品安全法の令和5年度試買テストにおける「PSEマーク等表示」に関する不適合内容について>

(1) 特定電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施 行 規 則
電気サウナバス	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号、適合性検査の証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
サウナバス用電熱器	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号、及び適合性検査の証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
直流電源装置	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号、届出事業者の氏名又は名称及び、適合性検査の証明書の交付を受けた検査機関の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）

(2) 特定電気用品以外の電気用品

電気用品名	施行規則不適合箇所の内容	施 行 規 則
その他の調理用電熱器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
その他の理容用電熱器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
装飾用電灯器具	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
エル・イー・ディー・電灯器具①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
エル・イー・ディー・電灯器具②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
広告灯②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
その他の電気機械器具付家具①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
その他の電気機械器具付家具②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
医療用物質生成器	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である ^(P) の記号及び届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池①	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池②	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池③	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）
リチウムイオン蓄電池④	電気用品安全法施行規則第17条（表示の方式）において、表示すべき事項である届出事業者の氏名又は名称が表示されていなかった。	電気用品安全法施行規則第17条（表示違反）